

第33期第1回 横浜市児童福祉審議会（総会）

（書面開催）

令和2年11月10日（火）

1 審議事項

（1）正副委員長の選出

【資料4】

2 報告事項

（1）部会報告

【資料5】

（2）第4期横浜市障害者プランの策定について

【資料6】

（3）令和元年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告

【資料7】

（4）令和元年度 被措置児童等虐待について

【資料8】

-
- 資料1 第33期横浜市児童福祉審議会委員名簿・臨時委員名簿
資料2 第33期横浜市児童福祉審議会事務局名簿
資料3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料4 正副委員長の選出
資料5 部会報告（里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会）
資料6 第4期横浜市障害者プランの策定について
資料7 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和元年度実施状況（報告）
資料8 令和元年度 被措置児童等虐待について（報告）

第33期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

資料1

(敬称略・50音順)

| | 氏名 | 所属・役職等 |
|----|------------|--|
| 1 | 青山 鉄兵 | 文教大学人間科学部 准教授 |
| 2 | 明石 斐一 | 千葉敬愛短期大学 学長 |
| 3 | 新井 淳子 | 一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事 |
| 4 | 荒木田 百合 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 |
| 5 | 飯塚 昇 | 横浜市PTA連絡協議会 副会長 |
| 6 | 石井 章仁 | 大妻女子大学家政学部児童学科 准教授 |
| 7 | 岩佐 光章 | 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長 |
| 8 | 大庭 良治 | 一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長 |
| 9 | 【新】 小木 曾 宏 | 東京経営短期大学 こども教育学科 専任教授 |
| 10 | 加山 勢津子 | 横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表 |
| 11 | 小林 理 | 東海大学健康科学部社会福祉学科 准教授 |
| 12 | 澁谷 昌史 | 関東学院大学社会学部 教授 |
| 13 | 【新】 高橋 温 | 神奈川県弁護士会所属弁護士 |
| 14 | 高橋 雄一 | 社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域療育センター 所長 |
| 15 | 多田 純夫 | 社会福祉法人白根学園ふどうの実 施設長 |
| 16 | 田辺 有二 | 社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長 |
| 17 | 天明 美穂 | よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表 |
| 18 | 新堀 由美子 | 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会男女共同参画センター横浜 相談センター長 |
| 19 | 細川 一美 | 特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長 |
| 20 | 森 佳代子 | 横浜障害児を守る連絡協議会 会長 |
| 21 | 【新】 山瀬 範子 | 國學院大学人間開発学部子ども支援学科 准教授 |
| 22 | 渡辺 豊彦 | 一般社団法人横浜市医師会 常任理事 |

第33期横浜市児童福祉審議会臨時委員名簿

| 所属部会 | 氏名 | 所属・役職等 |
|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| 保育部会 | <small>オギ</small> 尾木 まり | 子どもの領域研究所 所長 |
| | <small>スズキ</small> 鈴木 浩 | 公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長 |
| | 【新】 <small>オオサワ</small> 大澤 洋美 | 東京成徳短期大学 幼児教育科 教授 |
| 児童部会 | <small>シヤマ</small> 森山 直人 | 千葉大学学生支援課学生相談室 特任専門員 |
| 放課後部会 | <small>ヘンミ</small> 辺見 伸一 | 中区青少年指導員連絡協議会委員 |
| | 【新】 <small>マツモト</small> 松本 豊 | 横浜市子ども会連絡協議会 会長 |
| | <small>ミヤザキ</small> 宮崎 良子 | 横浜市民生委員児童委員協議会栄区主任児童委員連絡会 代表 |
| | <small>ミヤナガ</small> 宮永 千恵子 | 横浜障害児を守る連絡協議会 副会長 |
| | <small>オガタ</small> 緒方 克行 | 横浜市小学校長会 副会長 |
| 児童虐待による重篤事例検証委員会 | <small>アリモト</small> 有本 梓 | 横浜市立大学医学部看護学科地域看護学分野 准教授 |
| | <small>カワサキ</small> 川崎 二三彦 | 子どもの虹情報研修センター センター長 |
| | <small>タカフジ</small> 高藤 杏花 | 神奈川県弁護士会所属弁護士 |
| | <small>フジタ</small> 藤田 純一 | 横浜市立大学附属病院 児童精神科医 |
| 児童相談所一時保護所外部評価委員会 | 【新】 <small>オオツカ</small> 大塚 ちあり | 教育相談員/元小学校長 |
| | 【新】 <small>イケノ</small> 池宗 佳名子※ | 神奈川県弁護士会所属弁護士 |
| | <small>キムラ</small> 木村 秀 | 共立女子大学家政学部児童学科 専任講師 |
| | <small>ニシダ</small> 西田 千寿子 | 横浜市民生委員児童委員協議会西区主任児童委員連絡会 代表 |
| | <small>モリ</small> 森 里美 | 神奈川県立子ども医療センター総合診療科 医師 |
| 児童虐待対応調査委員 | <small>タシロ</small> 田代 幸 | 神奈川県弁護士会所属弁護士 |
| | <small>フジタ</small> 藤田 香織 | 神奈川県弁護士会所属弁護士 |
| | <small>ヨシノ</small> 横溝 和子 | 横浜市人権擁護委員 |
| 特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会 | <small>イケノ</small> 池宗 佳名子※ | 神奈川県弁護士会所属弁護士 |
| | 【新】 <small>ニノ</small> 箕輪 恵美 | 全国国公立幼稚園・こども園長会会長/中央区立有馬幼稚園 園長 |
| | <small>カワコ</small> 川越 理香 | 一般社団法人横浜市医師会 常任理事 |
| | <small>キドコロ</small> 城所 真人 | 東京都社会福祉協議会 理事・保育部会長/ 社会福祉法人稲城青葉会 城山保育園南山 理事長・園長 |
| | <small>キムラ</small> 木村 明子 | 保育者の専門性研究会世話人/ 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会 委員 |

※複数部会所属

第33期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

| 区分 | 所属 | 氏名 |
|--------------------|---------------------------|--------|
| 局長 | こども青少年局長 | 齋藤 聖 |
| 部長 | 副局長(総務部長) | 本田 和彦 |
| | 医務担当部長 | 岩田 眞美 |
| | 青少年部長 | 遠藤 寛子 |
| | 子育て支援部長 | 吉川 直友 |
| | 保育対策等担当部長 | 福嶋 誠也 |
| | こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼) | 武居 秀顕 |
| | 中央児童相談所長 | 中澤 智 |
| 課長 | 総務課長 | 浦崎 真仁 |
| | こども家庭課児童施設担当課長 | 安藤 敦久 |
| | こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長 | 柴山 一彦 |
| | 保育・教育運営課長 | 小田 繁治 |
| | 障害児福祉保健課長 | 内田 太郎 |
| | 放課後児童育成課長 | 松原 実千代 |
| | 子育て支援課長 | 田口 香苗 |
| | 保育・教育人材課長 | 甘粕 亜矢 |
| | 保育対策課長 | 渡辺 将 |
| | 保育対策課担当課長 | 佐藤 やよい |
| | 保育対策課担当課長 | 玉井 理 |
| | こども施設整備課長 | 白井 正和 |
| | こども家庭課長 | 奥津 正仁 |
| | こども家庭課親子保健担当課長 | 丹野 久美 |
| | 中央児童相談所副所長 | 深見 和夫 |
| 中央児童相談所虐待対応・地域連携課長 | 深海 淳一郎 | |
| 係長 | こども家庭課養護支援係長 | 石橋 大輔 |
| | こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長 | 足立 由紀子 |
| | 保育・教育運営課運営調整係長 | 高林 悠紀 |
| | 障害児福祉保健課担当係長 | 土谷 友美 |
| | 放課後児童育成課担当係長 | 北川 博之 |
| | こども施設整備課担当係長 | 村上 和孝 |
| | 中央児童相談所虐待対応・地域連携課担当係長 | 星澤 宏樹 |

【事務担当】

| | |
|-------------|-------|
| 企画調整課長 | 谷口 千尋 |
| 企画調整課企画調整係長 | 三堀 浩平 |

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

| 部会の名称 | 調 査 審 議 事 項 |
|-------|---|
| 里親部会 | 1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。 |
| 保育部会 | 1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「保育・教育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く) |
| 児童部会 | 1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係) |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。 |
| 障害児部会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。 |
| 放課後部会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係) |
| 専門部会 | 上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係) |

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

委員長及び副委員長の選任について（案）

第 33 期横浜市児童福祉審議会委員長および副委員長を下記のとおりとする。

記

(敬称略)

| | |
|------|----------|
| 委員長 | 荒木田 百合 氏 |
| 副委員長 | 渡辺 豊彦 氏 |

※横浜市児童福祉審議会運営要綱 第 2 条により、委員の互選による委員長及び副委員長を各 1 人置くこととなっています。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

(「横浜市児童福祉審議会運営要綱」より抜粋)

令和元年度、令和2年度横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔里親部会〕

(期間) 令和元年10月28日～令和2年10月31日

1. 部会開催状況

| 回数 | 開催日時、会場等 | 主な審議内容等 |
|-----|---|---|
| 第4回 | 令和元年11月15日 15:00～17:00 (中央児童相談所 4階中小会議室) | 1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 6件 養子縁組里親 2件 計8件 (2) 審議結果 8件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告 |
| 第5回 | 令和2年2月21日 15:00～17:00 (中央児童相談所 GivernyMinamiビル 2階会議室) | 1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 8件 養子縁組里親 2件 計10件 (2) 審議結果 10件承認 2 報告事項 (1) 里親登録更新者報告 3 その他 (1) ファミリーホームの廃止について |
| 第6回 | 令和2年7月6日 15:00～16:00 (中央児童相談所 GivernyMinamiビル 2階会議室) | 1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 2件 養子縁組里親 0件 計2件 (2) 審議結果 2件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告 |

令和元年度、令和2年度横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔保育部会〕

(期間) 令和元年10月28日～令和2年10月31日

1. 部会開催状況

| 回数 | 開催日時、会場等 | 主な審議内容等 |
|-----|--|---|
| 第6回 | 令和元年11月26日 18:10～20:00 (会場名) ワークピア横浜 | (1) 公設民営保育所の民設化に伴う認可及び貸付先法人の審査について (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について (3) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について (4) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について (5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について |
| 第7回 | 令和2年3月30日 18:10～20:00 (会場名) マツ・ムラホール | (1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について (2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について (5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について |
| 第8回 | 令和2年6月30日 18:30～20:20 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室 | (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について (3) 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について (4) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について |
| 第9回 | 令和2年8月7日 18:00～18:40 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室 | (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について |

| | | |
|------|---|--|
| 第10回 | 令和2年9月7日 18:00~20:00 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室 | (1) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業の補助金交付先法人の審査について (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について (3) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について (4) 家庭的保育事業の認可及び改修費助成金交付先の審査について |
| 第11回 | 令和2年10月8日 18:00~18:40 (会場名) 市役所18階 なみき17会議室 | 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について |

2. 主な報告事項

第6回

| | |
|------|--|
| 報告事項 | (1) 公設民営保育所の民設化に伴う認可及び貸付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された2件を認可対象とすることとした。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された3件を認可対象とし、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | ・企業主導型保育事業は参入する基準が低く設定されているため、ハードルが低い企業主導型保育事業から参入し、後に小規模保育事業等に移行するケースも増えるのではないかと。 |
| 報告事項 | (3) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された1件を認可対象とした |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (4) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された3件について、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |

| | |
|------|---|
| 報告事項 | (5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された2件を認可対象とした。 |
| 主な意見 | 特になし |

【添付資料ア】

第32期横浜市児童福祉審議会第6回保育部会の審議結果

第7回

| | |
|------|--|
| 報告事項 | (1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された4件を認可対象とすることとした。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり9件を認可対象とするともに、1件を認可変更し、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり4件を認可対象とし、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された5件のうち3件を補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された1法人10件を認可することとした。 |
| 主な意見 | 特になし |

【添付資料イ】

第32期横浜市児童福祉審議会第7回保育部会の審議結果

第8回

| | |
|------|---|
| 報告事項 | (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり7件を認可対象とし、整備費の補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | ・新規整備を進めるより、既存園の安定した運営に注力すべきではないか。 ・採択後の指摘事項がその後どのようなになっているのか、フィードバックがあると今後審議しやすいと考えるので、検討してほしい。 |
| 報告事項 | (2) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり1件を認可対象とすることとした。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (3) 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査 |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり8件を認可及び補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (4) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり2件を認可対象とすることとした。 |
| 主な意見 | 特になし |

【添付資料ウ】

第32期横浜市児童福祉審議会第8回保育部会の審議結果

第9回

| | |
|------|--|
| 報告事項 | (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された2件を認可対象とし、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (2) 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された2法人3件を認可対象とすることとした。 |
| 主な意見 | ・法人変更に伴う、職員と子どもの関係が、気になる。 ・法人変更は、急激な変化になるので、丁寧に進めていってほしい。 |

【添付資料エ】

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 9 回保育部会の審議結果

第 10 回

| | |
|------|---|
| 報告事項 | (1) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業の補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された 1 件について補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された 7 件のうち 5 件を認可とし、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 小規模保育事業も認可保育所と同じように、研修等で職場環境の改善・質の向上に向けて指導してほしい。 |
| 報告事項 | (3) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された 2 件を認可対象とすることとした。 |
| 主な意見 | 特になし |
| 報告事項 | (4) 家庭的保育事業の認可及び改修費助成金交付先の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された 3 件のうち 2 件を認可対象とし、助成金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |

【添付資料オ】

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 10 回保育部会の審議結果

第 11 回

| | |
|------|--|
| 報告事項 | 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について |
| 報告内容 | 審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された 1 件を認可対象とし、補助金の交付先とすることを承認した。 |
| 主な意見 | 特になし |

【添付資料カ】

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 11 回保育部会の審議結果

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 6 回保育部会の審議結果

令和元年 11 月 26 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 3 件を認可対象とし、補助金を交付とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|---------------|----------|----|----------------|
| 1 | 鶴見 | 鶴見なのはな保育園 | (株) センター | 12 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 2 | 港北 | キッズラボ菊名小規模保育園 | キッズラボ(株) | 19 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 3 | 戸塚 | 東戸塚かもめ第 3 保育園 | (特非) かもめ | 15 | 令和 2 年 4 月 1 日 |

2 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について

審議の結果、付議された次の案件を認可対象とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|---------|----------|----|----------------|
| 1 | 戸塚 | あおぞら保育園 | アジュール(株) | 19 | 令和 2 年 4 月 1 日 |

3 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 3 件について、補助金を交付とすることとなりました。

4 認可保育所の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された 2 件を認可対象とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|------------|------------|----|----------------|
| 1 | 中 | 横浜中華保育園 | (学)横濱中華學院 | 92 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 2 | 港北 | 大曾根コスモス保育園 | (福)コスモス福祉会 | 60 | 令和 2 年 4 月 1 日 |

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 7 回保育部会の審議結果

令和 2 年 3 月 30 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 児童福祉審議会

(1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について

審議の結果、付議された全ての認可を認める。

(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 10 件について、9 件を認可対象とするともに、1 件を認可変更し、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|------|------------------------|----------------------|-----|----------------|
| 1 | 鶴見 | スターチャイルド《生麦 ナーサリー》 | ヒューマンスターチャイ ルド（株） | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 神奈川 | ウィズブック保育園青木 町 | （株）アイ・エス・シー | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 保土ヶ谷 | スターチャイルド《和田 町ナーサリー》 | ヒューマンスターチャイ ルド（株） | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 4 | 旭 | 旭あじさい保育園 | （福）漆原清和会 | 70 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 5 | 港北 | ココファン・ナーサリー 綱島 | （株）学研ココファン・ ナーサリー | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 6 | 港北 | ぶれすと綱島二階ほいく えん | （株）プレストインター ナショナル | 50 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 7 | 栄 | ニチイキッズ本郷台保育 園 | （株）ニチイ学館 | 69 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 8 | 鶴見 | ナーサリーつるみ | （福）翼友会 | 120 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

(3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 4 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|-------------|------------------------|-----|----------------|
| 1 | 鶴見 | 保育園スカイ・ウイング | （企組）スカイ・ウイン グ | 120 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 神奈川 | 七島ひかり保育園 | ショウ企画（同） | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 港北 | キッズラディ | （株）極真会館メディカ ルマネジメント | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 4 | 瀬谷 | 保育室「ネスト」 | （特非）さくらんぼ | 50 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

(4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された5件のうち3件を補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名(仮称) | 法人名 | 定員 | 事業開始日(予定) |
|---|------|---------|--------------|----|-----------|
| 1 | 港南 | 上永谷西保育園 | (福)山王平成会 | 80 | 令和4年4月1日 |
| 2 | 港南 | 上永谷保育園 | (福)神奈川労働福祉協会 | 70 | 令和4年4月1日 |
| 3 | 保土ヶ谷 | 桜ヶ丘保育園 | (福)新正会 | 84 | 令和4年4月1日 |

(5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された1法人10件を認可対象とする。

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 8 回保育部会の審議結果

令和 2 年 6 月 30 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

- 1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
審議の結果、付議された 7 件について、7 件を認可対象とするともに、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|-------------------|--------------|----|----------------|
| 1 | 鶴見 | あーす保育園鶴見中央 | （株）アピカル | 51 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 鶴見 | フェアリーテイル鶴見 | （株）オレンジプラネット | 61 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 鶴見 | にじいろ保育園駒岡 | ライクアカデミー（株） | 63 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 4 | 神奈川 | こころキッズ | （株）コイシカワ | 46 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 5 | 神奈川 | ポピンズナーサリースクール片倉町Ⅱ | （株）ポピンズ | 50 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 6 | 中 | ララランド横浜伊勢佐木 | （株）LaLaLand | 69 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 7 | 港北 | 木下の保育園日吉 | （株）木下の保育 | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

- 2 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について
審議の結果、付議された 1 件を認可対象とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|-------------|---------|----|----------------|
| 1 | 神奈川 | マフィス白楽ナーサリー | オクシイ（株） | 54 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

- 3 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について
審議の結果、付議された 8 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|---------------|--------------|----|----------------|
| 1 | 鶴見 | 鶴見こあら保育園 | （株）センター | 12 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 鶴見 | 鶴見サンフラワー保育室 | （株）サンフラワー | 12 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 鶴見 | ひまわりニコニコ保育園 | （株）リカバリータイムズ | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 4 | 旭 | 横濱あんじゅ小規模保育園 | （株）グリーンネット | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 5 | 磯子 | みらいつばさ新杉田保育園 | （株）みらいつばさ | 12 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 6 | 磯子 | 根岸サンフラワー保育室 | （株）サンフラワー | 12 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 7 | 戸塚 | 東戸塚かもめ第 4 保育園 | （特非）かもめ | 14 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 8 | 栄 | すまいるおおふな保育園 | （株）スマイルクルー | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

- 4 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について
審議の結果、付議された2件を認可対象とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|------------|------------|----|-----------|
| 1 | 鶴見 | 矢向つぼみ保育園 | （株）おおきくなあれ | 19 | 令和3年4月1日 |
| 2 | 都筑 | 仲町台もみのき保育室 | （有）蘭春 | 19 | 令和3年4月1日 |

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 9 回保育部会の審議結果

令和 2 年 8 月 7 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

- 1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
審議の結果、付議された 2 件について、2 件を認可対象とするともに、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|----------------|-------------------|----|----------------|
| 1 | 港北 | ぶれすと新横浜ほいくえん | (株) プレストインターナショナル | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 戸塚 | キッズパートナー東戸塚第 2 | ケアパートナー (株) | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

- 2 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
審議の結果、付議された 3 件を認可対象とすることとなりました。

| | 所在区 | 種別 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|-------------|------------------------------------|---|----|-----------------|
| 1 | 港北 | 保育所 | グローバルキッズ日吉 5 丁目園 | (株) グローバルキッズ (変更前：(株) マミー ズファミリー) | 70 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 瀬谷 | 保育所 | グローバルキッズ三ツ境園 | | 60 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 瀬谷 | 小規模 保育事業 | Stellar education garden 阿久和小規模保育園 | (株) stellar education garden (変更前：(株) つばき) | 10 | 令和 2 年 11 月 1 日 |

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 10 回保育・教育部会の審議結果

令和 2 年 9 月 7 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 児童福祉審議会

- (1) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業の補助金交付先法人の審査について
審議の結果、付議された 1 件について、補助金を交付とすることとなりました。
- (2) 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について
審議の結果、付議された 7 件うち 5 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|--------------|---------------|----|----------------|
| 1 | 戸塚 | ぱぷりか保育園 戸塚 | アンダンテ(株) | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 中 | のぞみ山手駅前保育園 | (株)Joli Coeur | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 南 | パナマリア保育園弘明寺園 | パナマリア(株) | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 4 | 南 | ぱぷりか保育園 弘明寺 | アンダンテ(株) | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 5 | 戸塚 | 東戸塚わかば保育園 | (一社)H&P | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 6 | 戸塚 | 東戸塚みかん保育園 | (株)センター | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 7 | 戸塚 | エスポワール保育園 | アジュール(株) | 12 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

※案件 4・7 については、不採択となりました。

- (3) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について
審議の結果、付議された 2 件を認可対象とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|---------------|-----------|----|----------------|
| 1 | 鶴見 | フラッフィー小規模保育施設 | (株)フラッフィー | 10 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 神奈川 | 京浜保育園パステル | (有)パステル | 19 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

- (4) 家庭的保育事業の認可及び改修費助成金交付先の審査について
付議された 3 件のうち 2 件を認可対象とし、助成金を交付することとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|------------|-------|----|----------------|
| 1 | 戸塚 | 風の子保育室 | 北川 公美 | 5 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 2 | 青葉 | ぼかぼか保育室 | 千葉 陽子 | 3 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 3 | 鶴見 | 保育室 Micasa | 新川 光子 | 3 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

※案件 3 については、不採択になりました。

第 32 期横浜市児童福祉審議会第 11 回保育・教育部会の審議結果

令和 2 年 10 月 8 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

- 1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
審議の結果、付議された 1 件について、2 件を認可対象とするともに、補助金交付先とすることとなりました。

| | 所在区 | 施設名（仮称） | 法人名 | 定員 | 事業開始日（予定） |
|---|-----|-----------|---------|----|----------------|
| 1 | 西 | ルーチェ保育園横浜 | (株)ルーチェ | 40 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

令和元年度、令和2年度横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔児童部会〕

(期間) 令和元年10月24日～令和2年10月31日

1. 部会開催状況

| 回数 | 開催日時、会場等 | 主な審議内容等 |
|------|---|---|
| 第10回 | 令和元年10月24日 15:00～18:00 中央児童相談所 中小会議室 | <p>1 審議事項</p> <p>(1) 民法835条に基づく管理権喪失に係る家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>(4) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)</p> <p>(5) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)</p> <p>(6) 児童福祉施設(児童家庭支援センター)整備運営法人の審査について (こども家庭課)</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 令和元年度児童相談所一時保護所外部評価報告書について (こども家庭課)</p> <p>(2) 子どもの権利ノート はがき受付(報告)(障害児福祉保健課)</p> <p>(3) 被措置児童等虐待の受付 (報告)2件 (こども家庭課)</p> <p>(4) 児童虐待事例等内部検証委員会での結果報告について (こども家庭課)</p> |
| 第11回 | 令和元年11月28日 15:00～16:10 中央児童相談所 中小会議室 | <p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>2 報告事項</p> |

| | | |
|--------|---|--|
| | | <p>(1) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)</p> <p>3 その他 なし</p> |
| 第 12 回 | <p>令和元年 12 月 26 日 15:00~16:30 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ 2 階会議室</p> | <p>1 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第 28 条第 2 項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 被措置児童等虐待の受付 (報告) 2 件 (こども家庭課)</p> |
| 第 13 回 | <p>令和 2 年 1 月 23 日 15:00~15:15 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ 2 階会議室</p> | <p>1 審議事項 なし</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 被措置児童等虐待の受付 (報告) (こども家庭課)</p> |
| 第 14 回 | <p>令和 2 年 2 月 27 日 15:00~16:00 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ 2 階会議室</p> | <p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第 33 条の 7 に基づく親権停止の申立て及び保全処分 of 申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>2 報告事項 なし</p> |

| | | |
|------|--|---|
| | | 3 その他 なし |
| 第15回 | 令和2年4月23日 15:00~15:40 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ2階会議室 | 1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への 申立てについて (北部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 なし |
| 第16回 | 令和2年7月30日 15:00~16:40 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ2階会議室 | 1 審議事項 なし 2 報告事項 なし 3 その他 (1)被措置児童等虐待の受付(報告)3件(こども家庭課) (2)子どもの権利ノート はがき受付(報告)(こども家庭課) (3)施設入所児童の自死について(報告)(こども家庭課) (4)令和元年度横浜市における児童虐待の対応状況について (こども家庭課) (5)令和元年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入 調査等の状況について(中央児童相談所) |
| 第17回 | 令和2年8月27日 15:00~16:00 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ2階会議室 | 1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期 間更新申立てについて(中央児童相談所) (2)民法第834条の2第1項に基づく親権停止に係る家庭裁判 所への申立てについて(北部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 なし |

| | | |
|---------------|--|---|
| <p>第 18 回</p> | <p>令和 2 年 10 月 22 日 15 : 00 ~ 17 : 00 中央児童相談所 ジヴェルニー ミナ ミ 2 階会議室</p> | <p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他 (1) 児童虐待事例等内部検証委員会での結果報告について (こども家庭課) (2) 児童虐待による重篤事例等検証委員会からの報告書の提出について (こども家庭課) (3) 被措置児童等虐待の受付 (報告) (こども家庭課) (4) 子どもの権利ノート はがき受付 (報告) 3 件 (こども家庭課) (5) 令和元年度被措置児童等虐待の報告 (こども家庭課)</p> |
|---------------|--|---|

【添付資料キ】 児童虐待による重篤事例検証報告書 (平成 30 年度発生分)

児童虐待による重篤事例検証報告書
(平成30年度発生分)

令和2年10月
横浜市児童福祉審議会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

目次

| | | |
|------|---|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| | (1) 検証の目的 | |
| | (2) 検証の方法 | |
| 2 | 事例Ⅰ | 2 |
| | (1) 事例Ⅰの概要 | |
| | (2) 事例Ⅰの経過 | |
| | (3) 事例検証により明らかになった問題点・課題と課題解決に向けた改善策の提言 | |
| 3 | 事例Ⅱ | 12 |
| | (1) 事例Ⅱの概要 | |
| | (2) 事例Ⅱの経過 | |
| | (3) 事例検証により明らかになった問題点・課題 | |
| | (4) 課題解決に向けた改善策の提言 | |
| 4 | 事例Ⅲ | 16 |
| | (1) 事例Ⅲの概要 | |
| | (2) 事例Ⅲの経過 | |
| | (3) 事例検証により明らかになった問題点・課題と課題解決に向けた改善策の提言 | |
| 5 | おわりに | 22 |
| <資料> | | |
| 資料1 | 横浜市 区福祉保健センター機構図 | 23 |
| 資料2 | 横浜市 区こども家庭支援課 専門職体制イメージ図 | 24 |
| 資料3 | 横浜市 児童相談所機構図 | 25 |
| 資料4 | 横浜市 区・児童相談所の支援方針決定までの流れ | 26 |
| 資料5 | 検証委員会の概要 | 27 |
| 資料6 | 児童虐待による重篤事例など検証委員会設置運営要領 | 28 |

1 はじめに

本市において、平成 30 年度に児童虐待による重篤事例が 3 例発生した。この事例について、横浜市児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置されている「児童虐待による重篤事例等検証委員会」（以下「検証委員会」という。）において検証を行い、報告書としてまとめた。

なお、本報告書は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮して記載した。

（1）検証の目的

本検証は、児童虐待の防止などに関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 4 条第 5 項に基づく厚生労働省の通知を踏まえ、児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施するものである。

なお、検証は関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

（2）検証の方法

本検証は、平成 30 年度発生 の 3 事例について、検証委員会が関係機関から提供を受けた記録、関係機関へのヒアリングなどで入手した情報を基に行った。

2 事例 I

(1) 事例の概要

ア 事例概要

全身に全治3か月相当の火傷を負った子どもに必要な治療などを与えないまま、本児ときょうだい児を自宅に残し、外出していたことから、実母と内夫が、保護責任者遺棄容疑で逮捕、起訴され、有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実母(20代前半)、内夫(20代前半)、きょうだい児(5歳)、本児(3歳)が同居、母方祖母が同区内で居住。

(イ) 世帯の状況

実母ときょうだい児、本児は、母方祖母と共に他県から転入。前住地から要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の引継ぎ、母子保健部署からの引継ぎを受けている世帯で、本市においても要対協の対象世帯であった。

実母は内夫との間に子どもを妊娠しており、特定妊婦(*1)としての支援対象者でもあった。実母は無職。内夫はアルバイト就労の時期もあったが事例発生当時は無職。きょうだい児は保育所在籍。本児は所属なし。

*1 「特定妊婦」…出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)

(2) 事例の経過

| | |
|-----------|---|
| 2歳11か月21日 | A県B市から実母、きょうだい児、本児、母方祖母が、市内転入。 |
| 2歳11か月24日 | 母方祖母が区生活支援課へ来所。 |
| 3歳0か月0日 | 実母が区子ども家庭支援課窓口に来所し、本児ときょうだい児の保育所申請。 |
| 同日 | 区生活支援課が家庭訪問。 母方祖母、実母、きょうだい児、本児が在宅。 |
| 3歳0か月4日 | B市要対協担当部署から区子ども家庭支援課へ、転居に伴う要保護児童の継続支援依頼を電話で受理。支援経過と当該区への転居理由、居所不明リスクについて聞き取る。 |
| 3歳0か月8日 | B市要対協担当部署からケース情報連絡票(書面)を受理。 居所不明になる可能性があり、きょうだい児、本児の安全確認のための集団への参加の促しや必要に応じて子どもの発達支援の依頼あり。 |
| 3歳0か月12日 | 区子ども家庭支援課が受理会議を実施。 |
| 3歳0か月13日 | 区子ども家庭支援課がケース検討会議を実施。前住地の情報提供ではリスクが高いため、本児、きょうだい児共に要保護児童として、要保護児童等進行管理台帳登録。継続支援と決定。 |
| 3歳0か月19日 | 母方祖母と実母が区生活支援課来所。 |
| 3歳0か月27日 | きょうだい児が区内認可C保育所に入所決定。 本児は保育所入所決定保留。 |
| 3歳0か月28日 | 本児の3歳児健康診査。実母と本児、来所。 医師所見：かかりつけ医を決め、体重の増加の経過を確認していく。 |
| 同日 | C保育所から区へ電話連絡。実母から登園の開始を少し待ってほしいと連絡があったとのこと。 |
| 3歳1か月4日 | B市母子保健部署から、母子保健の継続支援依頼書を受理。 きょうだい児の3歳児健康診査での受診状況、本児の健康診査受診状況など情報提供。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 3歳1か月5日 | 区こども家庭支援課からC保育所へ電話。ケース概要を伝え、見守り依頼。 |
| 同日 | 区生活支援課が家庭訪問。母方祖母、実母、きょうだい児、本児が在宅。 |
| 3歳1か月7日 | きょうだい児がC保育所に入所。 この時期から内夫が自宅にて同居を開始。(後に母方祖母からの聴取内容) |
| 3歳2か月22日 | 実母から区生活支援課へ電話。 |
| 3歳2か月29日 | 区こども家庭支援課が定期的なアセスメント会議を実施。 引き続き生活状況を、保育所を中心に見守っていく方針。 |
| 同日 | 区生活支援課が家庭訪問。実母と本児が在宅。 |
| 3歳2か月30日 ～3歳3か月25日 | この間に3回、実母が区生活支援課へ来所、面接。 |
| 3歳5か月5日 | 区こども家庭支援課から実母へ保育所の件で電話。 実母が妊娠しており、胎児の父とは、半年後に同居予定とのこと。児童扶養手当の資格喪失の件を説明。 |
| 3歳5か月12日 | 母方祖母から児童相談所へ電話。 内夫との関係を含め、実母の養育全般についての心配と実母から子どもへの身体的暴力や暴言があることを相談。 |
| 同日 | 児童相談所から、C保育所、区生活支援課、区こども家庭支援課へ電話。情報収集、調査を行う。 |
| 3歳5か月14日 | 区生活支援課へ実母が来所、面接。 実母から妊娠の報告あり。今後、内夫と入籍し、きょうだい児、本児を連れて現世帯より転出希望。 |
| 3歳5か月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から区生活支援課へ電話し、情報共有。 ・区こども家庭支援課と区生活支援課が情報共有。 ・児童相談所から母方祖母へ電話連絡し、区役所での面接の約束。 ・区生活支援課から実母に電話し、産婦人科受診の結果を確認。 ・区生活支援課から児童相談所に電話し、実母と話した内容を情報提供。 |
| 同日 | 区生活支援課が母方祖母宅へ家庭訪問。 |
| 3歳5か月19日 | 区役所で児童相談所と区こども家庭支援課が母方祖母と面接。 |
| 同日 | 区役所で、児童相談所と区こども家庭支援課が、実母、内夫、本児と面接。 2日前に実母ときょうだい児、本児が内夫宅へ転居。本児の頬に3センチほどの皮下出血、鼻に小さなひっかき傷を確認。実母は、きょうだい児がやったと思う、と。また、おむつが取れるのが遅く、イライラしてお尻を叩いたり、怒ったりしてしまう、と話す。 身体的虐待や子どもの前での喧嘩の影響について説諭。きょうだい喧嘩への対応を助言。 |
| 同日 | 区役所で児童相談所と区こども家庭支援課が母方祖母と再度面接実施。 |
| 同日 | 実母が区こども家庭支援課来所。 次年度の認可保育所申請(きょうだい児の転園申請、本児の新規申請)、実母の転居先住所(内夫の自宅)の聞き取り、児童扶養手当資格喪失届受理。 |
| 3歳5か月20日 | 児童相談所から区こども家庭支援課へ電話。 内夫宅への家庭訪問を調整。 |
| 3歳5か月22日 | 児童相談所から実母へ電話するも不通。 |
| 3歳5か月26日 同日 | 児童相談所から実母の携帯へ電話するも不通。 児童相談所からC保育所へ電話。 きょうだい児の登園状況を確認。傷痕などのモニタリング依頼。本児は送り迎えには同行していないとのこと。 |
| 3歳5か月27日 | 児童相談所から実母へ電話。登園状況と生活状況の聞き取り。 |
| 3歳5か月29日 | 区こども家庭支援課から児童相談所へ電話。 きょうだい児が通うC保育所から、3日間休んでいるとの情報を共有。 |

| | |
|------------------------|---|
| 3歳6か月4日 | 区こども家庭支援課が定期的なアセスメント会議を実施。 本児ときょうだい児共に、児童虐待及び不適切養育の共有ランクを中程度に引き上げ、児童相談所と連携し、家庭訪問同行の方針。本児の傷痕の理由を確認し、次回、受傷把握時は、児童相談所に一時保護の依頼を検討する方針。 |
| 3歳6か月5日 | 実母が区こども家庭支援課へ妊娠届出書を提出。母子手帳交付。今後、入籍、転居予定と聞き取り。 |
| 同日 | 児童相談所からC保育所へ電話。きょうだい児の状況確認。 本児を連れての送迎はない。転居先住所は不明とのこと。 |
| 3歳6か月6日 | 児童相談所と区こども家庭支援課が、内夫宅へ家庭訪問。実母、本児と面接。 今月中に内夫宅に転居し、出産前には入籍したいとの希望。本児に新たな傷痕などなし。きょうだい児は実母の体調不良で保育所の欠席が多い。 |
| 3歳6か月10日 ～3歳6か月23日 | 区こども家庭支援課から実母に4回電話するも不通。 |
| 3歳6か月17日 | 児童相談所からC保育所へ電話。 家庭訪問の結果報告。今後は基本的に区が情報集約する旨伝える。 |
| 同日 | C保育所が区こども家庭支援課へ来所。 登園時間の延長希望がある旨、伝える。 |
| 3歳6か月19日 | 実母が区生活支援課へ来所。生活の実態について聞き取る。 |
| 3歳6か月26日 | 区こども家庭支援課 母子保健担当内で会議を実施。 実母への母子健康手帳交付時面接を受け、特定妊婦候補として受理会議へ提出することを決定。 |
| 3歳7か月2日 | きょうだい児がC保育所に登園。（事例発生前の最終登園日） |
| 3歳7か月15日 | 児童相談所が受理会議を実施。 区役所に対応を引継ぎ、児童相談所の支援を終了することを決定。 |
| 同日 | 区こども家庭支援課が受理会議を実施。 実母を特定妊婦の候補とし、ケース検討会議へ諮ることを決定。 |
| 3歳7か月16日 | 区こども家庭支援課がケース検討会議を実施。 実母を特定妊婦として要対協対象とすることを決定。関係機関へ連絡を取り、実態を把握し実母にアプローチを続ける方針。 |
| 3歳7か月22日 | 区こども家庭支援課が、訪問するも、応答なし。 |
| 3歳8か月1日 | C保育所から区こども家庭支援課へ電話。 約1か月前の登園を最後にきょうだい児が登園していないとのこと。 |
| 同日 | 区こども家庭支援課が内夫宅を家庭訪問するも不在。その後、母方祖母宅を訪問し、母方祖母に生活状況確認。 |
| 3歳8か月4日 | C保育所から区こども家庭支援課へ電話。 内夫に連絡するも不通とのこと。 |
| 同日 | 区こども家庭支援課から母方祖母へ電話。 3日前に母方祖母宅に来たがその際に子どもたちは一緒にいなかった。それ以降、実母とは連絡が取れていない。 |
| 3歳8か月5日 | 区こども家庭支援課から産婦人科へ電話。 実母の妊婦健診の受診状況を確認。 |
| 3歳8か月6日 (事件発覚33日前) | 区こども家庭支援が内夫宅を家庭訪問。 内夫と面接。きょうだい児、本児を目視。傷痕を確認するもなし。実母の体調が悪く、きょうだい児を保育所に連れていけない。実母が体調の悪いときにイライラして子ども達を怒鳴ることがあるとのこと。本児の通院同行の提案、助産制度の案内を行う。 |
| 3歳8か月14日 (事件発覚25日前) | 区こども家庭支援課から母方祖母へ電話。 生活状況を確認。実母は母方祖母宅へ来るが、子どもは連れて来なくなったとのこと。 |

| | |
|------------------------|--|
| 3歳8か月27日 (事件発覚12日前) | 区こども家庭支援課から産婦人科へ電話。 実母の妊婦健診の状況と通院時の様子を確認。 |
| 同 日 | 区こども家庭支援課から母方祖母へ電話。 実母が子どもを預けに来た場合、区へ連絡してもらうよう依頼。 |
| 3歳8か月28日 (事件発覚11日前) | 区生活支援課から区こども家庭支援課へ電話。 児童扶養手当の資格喪失の確認。前回の区こども家庭支援課の家庭訪問状況を伝える。 |
| 同 日 | 区生活支援課が母方祖母へ電話。実母の生活実態を確認。 |
| 3歳9か月1日 (事件発覚7日前) | 区こども家庭支援課から児童相談所へ電話。実母、内夫と連絡が取れない事など、状況報告。開催予定の個別ケース検討会議の参加を依頼。 |
| 3歳9か月3日 (事件発覚5日前) | 区こども家庭支援課が定期的なアセスメント会議を実施。 きょうだいと同時に保育所入所できるまでは重点的にアプローチを行う。きょうだい児が登園できない日が続く場合、家庭訪問実施。実母の体調や受診状況を確認、助産制度の検討について確認。 |
| 3歳9か月4日 (事件発覚4日前) | 区こども家庭支援課が、新年度から入所予定のD保育所と個別ケース検討会議を開催。世帯情報の共有と支援協力を依頼。 |
| 3歳9か月5日頃 (事件発覚3日前) | 本児が全身火傷。 内夫が病院へ連れて行くことを提案するも、実母は様子を見ると受診には至らず。(公判情報) |
| 3歳9か月8日 (事件発覚 当日) | D保育所から区こども家庭支援課へ電話。 実母が入園説明会に参加しなかった。実母と内夫に連絡するが不通とのこと。 |
| 同 日 | きょうだい児が自宅付近で実母を探しているのを近隣住民が発見。家に送り届けると、きょうだい児が「家の中に本児がいる。怪我して、皮が剥けている」と話す。警察が臨場し事件発覚。 |
| 3歳9か月9日 (事件発覚 翌日) | 実母と内夫が保護責任者遺棄容疑で逮捕される。 |

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題と解決に向けた改善策の提言

虐待対応におけるアセスメントは、適切な支援や介入を行うために、重要なプロセスである。本事例においても、虐待リスクが高まった時期に状況の把握が行えていたのか、様々な時点で、的確にアセスメントが行われ、より適切な支援方針に結びついていったのかなどが大きな課題として考えられた。子どもやその家族に関する情報を十分に集約し、ケースの理解を深め、支援方針の設定を繰り返していくことの重要性を踏まえ、区こども家庭支援課と児童相談所の対応の中から問題点を検証し、解決に向けた改善策の提言を行っていく。

* 「区こども家庭支援課の対応について」は、ア【問題点・課題】、イ【改善策の提言】に、「児童相談所の対応について」は、ウ【問題点・課題】、エ【改善策の提言】に記載。

ア 区こども家庭支援課の対応について【問題点・課題】

(ア) 転入事例に対するアセスメントと支援の課題

本事例において、こども家庭支援課は、転居に伴う移管事例として、速やかに受理会議とケース検討会議を行い、本児ときょうだい児を要保護児童として継続支援することを組織的に決定していた。しかし、親族の家庭内暴力からの避難が転入理由であったため、その部分に焦点があてられ、転居後の生活の変化やネグレクトのリスクを踏まえた十分なアセスメントを行うには至らなかった。

具体的には、所内検討会議提出票(*2)が作成されないまま、相談票(*3)による会議を行っており、前住地からの引継書に書かれた、本児、きょうだい児、実母を含む家族への支援経過やアセスメントおよび支援依頼内容が明確には読み取れないまま、会議が行われていた。その結果、リスクアセスメントなどの検討や具体的な支援方針、地区担当の社会福祉職と保健師の役割分担などが行えていなかった可能性がある。

こども家庭支援課は、本世帯が居所不明になるリスクを捉え、「きょうだい2人の保

育所入所」を支援方針としたが、年度途中だったこともあり、入所可能となったのは、きょうだい児のみとなった。結果として、きょうだい児の保育所への送迎や、本児が保育所に入所できず、在宅で実母が子育てを行うなど、転入前と比べても生活状況に変化が生じたと思われる。このような変化を想定したうえで、実情についての調査や状況の確認を行い、家庭内での養育に困難が生じている場合は、地域の関係機関を交えた協力体制の組み立てが可能かなど、具体的な支援策の検討を行う必要があった。

保育所入所の支援は、要対協対象世帯に対する生活状況を見守る上でも、有効な手段となるため、保育所施策のさらなる拡充も課題であろう。

さらに、より適切な支援方針を立てるためにも、きょうだい児、実母、母方祖母を含め、家族全体の問題を把握し、今後、支援過程で起こると考えられる家族関係の変化などの課題も含めて組織内で共有し、検討することが必要であった。

- | |
|---|
| <p>* 2 「所内検討会議提出票」…要保護児童などとしての把握及び継続的支援の要否の判断を行うための会議に用いる全市共通の様式。</p> <p>* 3 「相談票」…相談受付時に、相談内容、経過を記録し、引継ぎなどを行うための様式。当該区で使用している書式。</p> |
|---|

(イ) 新たな虐待リスクに対するアセスメントと支援の課題

母方祖母から児童相談所に相談が入り、把握した児童虐待リスクについては、こども家庭支援課と児童相談所が協同して面接や訪問が行われていた。しかし、転入後における内夫との交際や実母の妊娠、さらなる転居の可能性などを把握していながら、本世帯の生活実態や育児負担、養育課題に対するアセスメントが十分とは言えず、傷痕の有無によるリスク判断が中心となっていた。

また、実母の妊娠を把握し、特定妊婦として支援対象にしていたが、具体的な支援計画が明確でなく、実母と連絡が取れない状況が続く中で、医療機関への受診状況の確認や祖母からの生活状況の聞き取りなど、情報収集に努めてはいたものの、直接的な支援は実施されずにいた。出産は、母親の心身に大きな変化をもたらすだけでなく、家族関係や生活状況にも影響を与えることから、本事例においては、本児やきょうだい児の養育についての支援を含めてアセスメントを見直し、支援方法を考えていく必要があった。

さらに、保育所から「きょうだい児が登園しない日が続いている」と、連絡を受け、きょうだい児、本児の目視確認が行われた。しかし、本世帯の再アセスメントや支援方針の見直し、組織として行われていたかは、記録や会議票から確認できず、身体的虐待のリスクや保育所の欠席が続くことをどのようなリスクと捉えていたのかが不明であった。

本事例においては、実母の妊娠、転居の可能性、母方祖母からの児童相談所への相談など状況が変化したタイミングで情報を集約し、アセスメントを見直し、そのたびごとに、今後のリスクを予測した支援方針を立てる必要があった。

(ウ) 関係機関のアセスメントと支援方針の共有

転入時、こども家庭支援課は、本児、きょうだい児が前住地および当該区においても要対協の対象児童であることを、生活支援課に伝えていなかった。このため、生活支援課が把握していた実母や母方祖母の情報は共有されず、情報の集約、アセスメントに結び付けることができなかった。児童相談所が親族からの相談により、新たな虐待リスクを発見し、本世帯に対する調査を始めたことで、生活支援課は、本世帯が要対協の対象であることを知り、それ以降は、4機関（児童相談所、こども家庭支援課、生活支援課、保育所）がつながり、それぞれの機関の担当者が電話などで情報共有を行ってきた。しかし、この時点では、個別ケース検討会議は開催されず、本世帯に対するアセスメントや生活課題、各関係機関がどのような役割分担を行うかなど、対応方法や支援方針の共有についての確認は行われていなかった。

また、きょうだい児の保育所にも、入所にあたり、要対協対象児童である旨は伝えられていたが、親族の家庭内暴力からの避難世帯という情報共有にとどまり、新たな虐待リスクの発見時の連絡を依頼するのみであった。

(エ) 転入後の母子保健の対応と支援の課題

要対協の移管事例の引継ぎのみでなく、前住地の母子保健部署からは本児ときょうだい児に関する母子保健の支援継続の引継ぎも行われていた。こども家庭支援課では、要対協の対象児童としての支援を開始していたものの、引継ぎ内容に基づいた母子保健の支援は、すぐには行われず、状況の確認や対応方法について組織的な判断が行われていなかった。また、児童相談所職員と保健師との同行訪問は行われていたが、訪問目的の確認や母子保健の視点での支援内容、児童相談所との役割分担などが十分ではなかった。要対協の進行管理が行われている児童ではあったが、母子保健担当内で組織的に転入ケースの引継ぎ内容や健診後の支援状況の確認などを行い、母子の健康の保持、増進に向けた保健指導の支援も丁寧に行う必要がある事例であった。そのためには、多忙な業務量に見合う、人員体制の充実が必要であろう。

(オ) 福祉的視点での相談援助とケースマネジメントの課題

こども家庭支援課は、実母との面接や家庭訪問時に、保育園の利用開始までの支援や育児支援ヘルパー、助産制度の利用などについての説明や支援を行ってきていた。しかし、児童扶養手当の資格喪失など、経済的な状況や生活環境の変化を察知した時点で、生活支援課への連絡や世帯構成の変化を踏まえたアセスメントの見直しは行われていなかった。この時点で、関係機関との連携を行うことで、こども家庭支援課、生活支援課、保育所それぞれが世帯の課題を理解し、生活環境の変化を注視しながら、見守りや支援を実施することができたと思われる。

福祉的視点をもって相談援助を行う福祉担当者は、様々なサービス導入の中で、虐待や不適切養育に気づき、虐待対応の視点も持ちながら、母子福祉、児童福祉業務の実務を行うことが重要である。しかし、虐待対応だけでなく、障害児支援やひとり親支援などの業務も担う福祉担当者は、多忙な中、本事例の対応にあたっており、(エ)と同様に業務量に見合う人員体制の充実が必要である。

(カ) 総合的なアセスメントと支援方針の見直し

本世帯が転入後、ケース検討会議で要対協の対象世帯とした後、約2か月半後の定期的なアセスメント会議で、『きょうだい児については保育所での見守り』、『本児は所属ができるまでの間、継続支援』との方針を確認していたが、転居後の新生活での本世帯の生活状況、子育ての実情についての調査結果の共有やアセスメントの見直しが行われておらず、組織内で本事例に対する対応の確認やリスクの共有などができていなかったと思われる。

そのため、本児ときょうだい児への母子保健の引継書に対する対応や、本児の保育所入所ができないことに対する次の支援策の検討などが行われずにいた。本事例のように、複数の機関が関わり、アセスメントや支援方針を見直す必要がある場合などは、具体的な情報を基に、支援方針の確認や関係機関が担うべき役割の検討を行っていく必要があった。

イ 区こども家庭支援課の対応について【改善策の提言】

児童虐待の発生リスクを判断し、具体的に必要な支援を検討していくためには、子どもやその家族に関する情報を十分かつ正確に収集することが必要である。また、児童虐待のリスク判断は、事例に対応する担当者個人の判断のみに委ねられるのではなく、組織としてのアセスメントや支援方針の明確化を行うよう努めるべきである。本事例においても、組織内での情報共有の仕組みや専門性の向上などについて、以下に述べる提言の実施に

取り組んでいただきたい。

(ア) 転入事例に対する対応

転居に伴う要対協の引継ぎ事例は、前住地からの引継書を添付するなどの工夫を行った所内検討会議提出票を作成し、前住地からのアセスメントや支援依頼内容を的確に確認する必要がある。同時に、前住地で把握した虐待リスクに加え、転居後の世帯の生活実態や養育状況などを調査、評価し、生活の変化による新たなリスクが加わることを前提にしたアセスメントが必要である。

平成30年7月20日に発出された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえ、「市町村こども家庭支援指針」が改正されている。転居に伴う要対協の引継ぎ事例については、移管先の市町村の要対協においてもケース登録した上で、新たな生活状況を確認し、再アセスメントを実施し、支援方針を見直すこととされており、その徹底が図られるべきである。また、転居に伴う具体的な対応については、本市の「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」(*5)に移管の流れや留意点が記載されており、研修など活用し、周知徹底を押し進める必要がある。

*5「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」…児童虐待事例又は不適切養育事例への対応について、区こども家庭支援課や児童相談所の対応の手順などを定めたマニュアル。児童虐待通告受理後、または不適切養育事例の把握後の具体的な対応手順、カンファレンスの実施などを示している。

(イ) SV（スーパービジョン）機能の向上

生活状況の変化などに応じたアセスメントや支援方針の見直し、関係機関との連携やモニタリングの依頼など、世帯に対する具体的な支援方法や進行管理は、担当者個人に任されるものではなく、組織的な検討、判断の上で行われるべきである。

こども家庭支援課には、児童虐待の相談・通告や継続的な支援に対応する体制として、担当係長、保健師、社会福祉職の「虐待対応調整チーム」（資料2参照）が配置されており、事例に直接対応する担当者への助言、支援を行うとともに、児童相談所等の関係機関・関係者との連絡調整の統括にあたっている。

本事例において、虐待対応調整チームは、情報の集約や現状の確認などを日常の業務の中で行ってきっていたが、世帯状況に変化があった時点で、積極的に所内でのケース検討会議を主導し、支援内容の確認などを複数の専門職と責任職で組織的に対応を見直していくべきであった。また、地区担当者が把握した世帯の情報や関係機関からの情報を総合的にとらえ、リスク要因など、具体的な情報をもとに総合的なアセスメントができていくか、確認を行っていくことが必要である。

さらに、具体的な支援策が不明確であった場合には、定期的なアセスメント会議の場などでも確認を行い、常に的確なアセスメントが行えるよう、SV（スーパービジョン）機能を高めていく必要がある。

具体的には、虐待対応調整チームがスーパービジョンに必要な知識を身に付けることを目的とした研修の開催や、事例検討を通して対応の振り返りを行うなど、専門性をより強化していくために効果的な取組を検討されたい。

(ウ) 区こども家庭支援課専門職の専門性の向上

母子保健業務において、転入ケースの引継ぎ内容や本児の3歳児健康診査後の支援状況の確認は、担当者だけの判断ではなく、組織的に行い、継続して支援状況を確認する仕組みが必要である。

具体的には、母子保健分野を担当する係長と職員で事例に対する支援計画を策定し、訪問時にはその計画に基づいた訪問目的やその後の継続支援の状況など、必要な事例について、もれなく組織的に確認する協議の場の確保などが考えられる。

また、乳幼児健康診査などにおいては、常に家族背景や家族全体を捉える視点を持ち、

継続支援が必要な家族については、訪問などで直接親子の健康状態や居室内の環境、養育の状況などを把握し、アセスメントの上、支援を行っていくよう、市全体で統一して行われることが望ましい。さらに、要保護児童の場合は、母子保健活動における虐待予防の観点から、より一層丁寧に、養育状況などを把握し、支援を徹底できるよう、職員の知識、技術の底上げが必要である。

福祉的な支援においても、経済的な課題などを含め、家族全体の状況を確認し、自立に向けた支援に結び付けられるよう、知識・技術の底上げが必要である。母子保健分野と同様に、福祉担当者も支援計画にもとづいた訪問目的や今後の支援方針の確認など、虐待対応ケースのみでなく、ひとり親世帯などにおいても組織として支援方針の決定や状況の把握を行う仕組みを検討していただきたい。

また、様々な取り組みを進めるにあたり、多忙な業務量に見合う人員体制は不可欠であり、人員体制・組織体制のさらなる強化に取り組んでいく必要がある。

本事例に限らず、複数の機関が関わり、どこかの機関で目視が行われている場合など、一般的に支援者は、緊急性が高くないと判断しがちであるが、気になることや違和感がある時には、今後起こりうる危険性を含んだ課題などをイメージし、アセスメントを実施できるよう、組織や職員のスキルアップが必要である。

なお、特定妊婦の支援においては、本市の「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」にも支援の着眼点や留意点などの記載があり、定期的なアセスメント会議などを活用し、具体的な支援に結び付けていくことに引き続き取り組まれない。

(エ) 関係機関相互の連携強化

こども家庭支援課が、生活支援課など区役所内の関係部署と事例の対応を連携して行っていく際には、情報の共有や役割分担を行いながら、効果的に支援を行っていく必要がある。そのためには、個別ケース検討会議や進行管理会議の中で、関係部署との情報共有を徹底し、円滑な連携体制の確立を積極的に図っていくべきである。また、庁内他課だけでなく、外部の関係機関との調整なども含めて、必要な連携を確実にし、各機関において、どのような対応が行われているのか、組織として定期的に、支援の方法の確認などを行っていく必要がある。

なお、関係機関にモニタリング（見守り）を依頼する場合には、世帯の課題やリスクアセスメントとともに、「どの機関の、誰に連絡をするのか」、「どのくらいの頻度で報告をすべきなのか」など、具体的かつ詳細に伝えておく必要がある、外部の機関連携においては特に留意すべきである。

ウ 児童相談所の対応について【問題点・課題】

(ア) 受理会議の体制、開催方法の課題

市内全ての児童相談所において、虐待通告に対応する相談指導担当の受理会議は、担当係長と担当者間で相談・通告を受け付けた時点で受理の判断を行い、調査の方向性を協議していたが、組織としての受理会議は一定の初期調査を進め、児童相談所としての支援の方向性が明確になってから会議に諮る形をとっていた。

本事例においては、担当者と担当係長の間で確認をしながら、調査が行われ、相談・通告の受付から約2か月後に受理会議を実施していた。

受理会議で使用された受理会議票は、受付時の母方祖母からの相談内容が十分に記載されておらず、調査の方向性や確認すべき事項などが明確になっていないものであった。

さらに、こども家庭支援課と児童相談所の双方が関わる中で、こども家庭支援課がどのような支援方針のもとに関わり、調査や支援において、どちらの機関が主導し、役割分担が行われていたのかなどについても会議票から読み取れる記載はなく、このため、

相談内容を基にした十分なアセスメントが会議の中で行われなかったと思われる。

また、当該児童相談所では、業務過重な実情を踏まえ「警察からの夫婦喧嘩目撃による心理的虐待のおそれ、かつ初めての児童通告」など、一定の基準を設定し、受理会議を担当課長と担当係長の二者で行う「簡易な方式の会議」を行っていた。本事例はその簡易な方式で、担当者不在の中、責任職2人のみの会議で児童相談所としての支援を終了する結論が出されていた。

しかし、本事例は、当該児童相談所で行われていた「簡易な方式の会議」の対象に当てはまらないものであり、虐待通告など、対応件数の多さや、それに伴う業務繁忙により、本来の受理会議には諮られなかった。

(イ) 専門機関としての他機関に対する役割の課題

本世帯に児童相談所が関わり始めた時期は、実母の妊娠、実家から内夫宅への転居など、母子の居所を含めた生活環境が変化する時期にあっていたが、支援の主担当機関であったこども家庭支援課だけでなく、児童相談所も調査不十分で、母子の生活実態が正確にはわからなかった。また、児童相談所は、こども家庭支援課に本世帯についての調査を行った時点で、関係各課の情報や支援方針の共有が行われていないなどの課題を抱えていたことを把握しきれずにいた。さらに、世帯状況の変化や生活実態が把握できないこと自体が虐待のリスクであると捉え、こども家庭支援課と十分に情報と支援方針を共有する必要があった。

(ウ) 支援を終了する際の対応と課題

児童相談所は母方祖母からの相談を機に調査を開始し、こども家庭支援課、生活支援課及び保育所と連携しながら調査を進めていたが、既に、こども家庭支援課が主担当機関として支援していた事例であり、虐待のリスクはあるが、児童相談所が中心的に関わって支援する必要はない世帯として、対応を助言指導のみで終了していた。児童相談所が受理会議で支援の終了を決定した時期以降も、こども家庭支援課では登園が滞ったきょうだい児の目視確認ができず、特定妊婦とした実母にも会えない状況が発生していた。

本児、きょうだい児の支援を終了することについて、児童相談所は、こども家庭支援課と保育所にその方向性を伝えている。児童相談所が支援の終了を決定した時点で、終了と判断したアセスメント内容や今後の支援方針を共有するなど丁寧な引継ぎを行い、具体的にどのような状況になった場合には、再度、児童相談所が関わることとなるかなどを伝えることが必要であった。

エ 児童相談所の対応について【改善策の提言】

児童虐待の相談・通告受理件数が年々増加している中、初期対応や調査の質を低下させず、子どもの安全を確保し、相談・通告に対して調査、アセスメント、支援方針の決定を行っていかねばならない。さらに、その中で、児童相談所は、関係機関が当該世帯に対して抱える課題を含め、総合的にアセスメントを行う必要がある。そのため、会議体制の改善や関係機関との連携、専門性の向上に向け、以下に述べる提言の実施に取り組んでいただきたい。

(ア) 会議体制の改善と質の向上

国の『児童相談所運営指針』では、「受理会議」は原則として週1回の定例会議とし、提出する事例は、その週に受け付けた全事例、調査・診断の結果報告、再検討を要する事例などとされており、児童相談所長、各部門の長及び受付相談員などが参加し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法などを検討することを目的とする。とある。

児童相談所の受理会議などの組織的決定の場は、様々な経験をした職員が複数で多

角的・重層的に検討し、専門機関として適切な調査やリスクアセスメントを確認していく仕組みが期待される。

また、本事例は、当該児童相談所が一定の基準を設定し行っていた、「簡易な方式の会議」に提出されたが、本来は、その対象に当てはまらない事例であり、受理会議で速やかに検討し、援助方針会議において、支援の終了についての検討を行うべきものであった。

業務繁忙の実情はあっても、児童相談所の組織としての専門性が確保される会議体制を検討し、その改善に向け早急に取り組みを図りたい。

さらに、受理会議提出票から課題などが正確に読み取れるよう、担当者が聞き取った相談内容や調査結果、アセスメント、課題などの記載方法について、研修などにも力をいれ、職員の質の向上に努めるべきである。

(イ) 関係機関との連携と専門性の向上

児童相談所は児童福祉法において、児童虐待対応に関わる関係機関（市区町村など）に対して、技術的援助及び助言を行う役割が課せられており、関係機関が当該世帯の支援に関して抱える課題に対しては、具体的な継続支援の方法などを組織的に検討した上で、伝えていく必要がある。

また、児童相談所とこども家庭支援課の双方が関わる事例の場合は、児童相談所としてのアセスメントや支援方針などを組織的に検討した上で、その内容をこども家庭支援課と確実に共有するよう、具体的な取り組みを進めていくべきである。

児童相談所の支援を終了する際には、その直近の世帯の状況を把握したうえで、こども家庭支援課への引継ぎを行うべきである。さらに、支援依頼書の送付や個別ケース検討会議、進行管理会議において、世帯の抱える課題、対応方法などを相互に確認し、引継ぎ後の支援に結び付ける方法の徹底に取り組まれない。

児童福祉司の配置については、平成 31 年 4 月に、児童福祉法施行令が改正され、虐待の初期対応および継続的な支援をより迅速かつ適切に行うために増員が行われてきている。しかし、児童福祉司の定数の増加に伴い、児童相談所での業務経験が少ない新任、転任者も増加しているため、専門性をより高めていくための研修内容の強化や組織的な人材育成にさらに努めていく必要がある。また、実務能力と業務知識を積み重ねていくために、一定程度の知識や児童福祉の経験を積んだ職員を適切に配置することも必要であり、中長期的な人材育成を念頭に、人員体制面での充実を図ることが重要であることを付け加えておきたい。

3 事例Ⅱ

本事例については、区子ども家庭支援課や児童相談所の継続的な関わりがなかったため、裁判で明らかになった実母や実父の話を中心に、検証を行った。

(1) 事例の概要

ア 事例概要

0歳3か月の本児が実父からの身体的虐待により急性硬膜下血腫、左鎖骨骨折、全身に複数の皮下出血を負った。実父は、傷害罪で起訴され、有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実父（30代前半）、実母（20代前半）、きょうだい児（1歳）、本児（0歳3か月）、隣家に父方曾祖母が居住。

(イ) 世帯の状況

実父母、本児、きょうだい児の4人世帯。きょうだい児の発育には問題なし。本児出産後、実母は産休育休を取得。実父は飲食店勤務で勤務時間は変則。在宅時は、本児の入浴など育児に携っていた。

(2) 事例の経過

ア きょうだい児の経過

本児が出生する前はきょうだい児の妊娠届出、母子手帳交付などで区子ども家庭支援課が関わった。きょうだい児の出生連絡票の届出時、実父が区役所に来所した。その後子ども家庭支援課が委嘱した助産師が家庭訪問を実施し、実母と面接。実母は、実父の協力があり、近隣に住む知人も相談に乗ってくれると話し、きょうだい児の発育は良好だった。その他、こんにちは赤ちゃん訪問、4か月児健康診査、保育所の申請で関わる機会があったが、いずれも問題はなかった。

イ 本児の経過

| | |
|--------------|---|
| (妊娠5週) | 実母が区子ども家庭支援課に来所し、母子健康手帳交付。 |
| (妊娠9週) | きょうだい児が保育所に入所。 |
| 生後0日 | 本児出生。 |
| 生後7日 | 実父が区子ども家庭支援課に来所。出生連絡票の提出。 実母ときょうだい児は、本児の1か月児健康診査まで母方実家に里帰り中。 |
| 生後1か月14日 | 実母、本児、きょうだい児が母方実家から自宅に戻る。 |
| 生後1か月16日 | きょうだい児の1歳6か月児健康診査。実母、きょうだい児、本児が来所。所見認めず。 |
| 生後1か月19日 | 本児についてのこんにちは赤ちゃん事業で訪問員が訪問。 本児、きょうだい児、実母と面接。気になる点なし。 |
| 生後1か月後半 | 本児が泣き出すと実父が背中を叩いたり、本児の口を実父に胸に押し付けるなどした。本児の口もとに痣があったこともあった。（公判情報） |
| 生後1か月後半～2か月頃 | 実父が、首が座っていない本児の両腕を掴んで上下に動かし、身体を上の方に数十センチ投げたり、5、6回連続で身体を回転させ、両手を掴み上下に揺らしていた。実母は、実父の行為を危険と注意していた。（公判情報） |

| | |
|---------------------------|--|
| 生後 2 か月頃 | 実父が本児を風呂に入れ、風呂から出てきた時に、手が滑って本児を床に落とすと実母に申告。本児の右のこめかみあたりに痣があった。(公判情報) |
| 生後 3 か月 9 日 | 実父が本児を風呂に入れていた最中に本児のおでこをぶつけたと実母に申告。本児の額の真ん中より左側がふくらんで腫れてたんこぶのようになっていた。(公判情報) |
| 生後 3 か月 10 日 | 実母がきょうだい児と出かけ、実父と本児は在宅。 〈本児と留守番している間の実父の行為〉 本児が泣き出すと、上に投げあげた(5～6回)。その後、本児が前転するように空中に放り投げ、次は後転させようとして放り投げた。本児を受け止め損ねた結果、本児を頭から落下させ、床に打ち付けた。(公判情報) |
| 生後 3 か月 11 日 (事件発覚 当日) | 朝、本児の元気がない様子だったため、Aクリニック受診後、B病院に救急搬送。 |
| 同 日 | B病院から児童相談所に児童虐待通告。 |
| 生後 3 か月 13 日 | 実父が傷害罪で逮捕される。 |

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

ア 子育ての知識の啓発と育児手技獲得のための支援についての課題

【裁判での実父の証言内容と実母の供述から明らかになった内容】

- ・実父は子どもを揺さぶってはいけないことは知っていたが、SBS (Shaken Baby Syndrome: 乳幼児揺さぶられ症候群) とは子どもを前後に揺さぶることにより起きるものであり、(実父が行ったように、) 首の座っていない乳児を回転させながら放り投げることによっても同様の危険性が生じるという認識はなかった。
- ・実父は、1歳のきょうだい児に行っている「たかいたかい」を本児にも同様に行っており、本児も喜ぶと感じたので、遊んだり、あやしたりする行為として放り投げていた。
- ・実母は、実父の本児への扱いが、慣れからくる雑さがあるように感じていた。
- ・実父が本児を入浴させているときに、本児の頭部をぶつけたことが複数回あり、本児が泣いたときに口をふさぐように実父の胸に顔を押し付けていたこともあった。
- ・本児を放り投げていることについて、実母は実父にやめるよう注意していた。それを受けて、実父は実母の前で放り投げるのをやめていた。
- ・事件当日は、本児を実父に預けて、きょうだい児と実母の二人で外出をしていた。

【問題点・課題】

本世帯は、きょうだい児に関しても、こども家庭支援課で開催している母親(両親)教室や赤ちゃん教室など第1子対象の事業に参加しておらず、こども家庭支援課との直接の接点は母子健康手帳交付、出生後の出生連絡票提出と児童手当申請、こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)、母子訪問、乳幼児健康診査などであった。また、本児については第2子であるため、区が行う母親(両親)教室、母子訪問は原則対象外であり、事件発生時点で乳幼児健康診査の対象月齢にも達していなかったことから、こども家庭支援課との接点は第1子よりも、さらに少ない状況であった。

こども家庭支援課で育児の知識や育児手技を伝える機会としては、母親(両親)教室、母子訪問や乳幼児健康診査が主であるが、SBSの知識や予防策、子どもの成長発達の知識と発達段階に応じた関わり方については十分でない可能性がある。

また、父親に対しての啓発は、リーフレットなどの紙媒体を母親に渡し、母親経由での啓発になることが多く、十分とは言えない状況である。

さらに、本事例は実母の不在時に起こっている。昨今父親の育児参加が進んできている一方で、父親が一人で子どもをみている間に、子どもに対して虐待行為を行うという事件が、他自治体でも起こっていることに鑑みると、父親の育児手技獲得のための支援策も必要である。

加えて父母が子どもを持つ前に、乳児と触れ合ったり、実際に世話をする経験は、乳児の発達段階に応じた接し方の理解に役立つものであり、子を持つ前の段階での学びの機会の確保も必要である。なお、本児の実父母は赤ちゃんの世話をした経験があったかどうかは不明である。

(参考)

「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」において、未就学の子どもがいる養育者のうち、おおむね4人のうち3人が、「自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない」と回答している。

イ 第2子出生後の育児支援についての課題

【裁判での実父の証言内容ときょうだい児の1歳6か月児健康診査問診票から明らかになった内容】

- ・実父：寝ているきょうだい児のかんしゃくがひどいので、きょうだい児を起こさないために、夜間本児が泣き出すと足をつねり、口を押えて声が漏れないようにしていた。
- ・きょうだい児の1歳6か月児健康診査（本児は生後1か月16日）の結果
「お母さん・お父さんについて伺います」の各項目についての回答内容
 - 1 「育児は楽しいですか」
実母：「どちらともいえない」、実父：「はい」
 - 2 「育児をしていてイライラすることが多いですか」
実母：「どちらとも言えない」、実父：「いいえ」
 - 3 「育児の相談相手や協力者はいますか」
実母：「はい」、実父：「どちらともいえない」
 - 4 「お母さんお父さん自身のことについて何かありましたらお書きください」
「子どもがかんしゃくを起こす程泣くとイライラしてしまう」（実母・実父どちらのことかは記載なし）

【問題点・課題】

市では育児支援の機会として、第1子の場合は母親教室、両親教室、赤ちゃん教室、母子訪問など様々あるが、第2子の場合は、全ての子どもを対象とした事業であるこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査などに限られている。

第2子の育児は、第1子の「初めての育児」であることによる大変さとは違って、同時に異年齢の複数の子どもを育てるという困難さや、養育経験が不足しがちな父親が育児を行う時間が増加することが多くの家庭にあると考えられる。子どもが複数になることで、本事例のように、父親が一人で子どもをみる機会も増すことが想定されるため、第2子以降の育児支援について一層の充実が課題である。

(4) 課題解決に向けた改善策の提言

ア 子育ての知識の啓発と育児手技獲得のための支援

子どもの成長発達についての知識と発達段階に応じた関わり方やSBSの知識、また万が一受傷した場合の受診の目安など、育児を行っていくうえで重要な知識が、父母により確実に届くよう、現行の方法に加え、産科、小児科医療機関、幼稚園、保育園などの場を活用した父母に対する教育や、情報提供のツールの拡充などを検討する必要がある。

中でも父親が日頃から子どもの健康状態に関心を持ち、子育てに関する知識を得やす

くなるよう、こんにちは赤ちゃん訪問で配布する父親向けリーフレットの内容を充実させ、訪問員から内容を伝える、オンラインでの情報発信を行うなど、父親が情報を受け取りやすくするための取組を行っていただきたい。さらに、オンラインでの保健指導の検討や母子訪問や乳幼児健康診査、赤ちゃん教室など区で実施している各種事業への積極的な参加を父親へ呼びかけるなど、具体的な手技を学べる機会の確保も必要であろう。

さらに、次世代育成の観点から、子を持つ前の段階での、思春期健康教育（赤ちゃんとのふれあい体験など）をより積極的に実施していただきたい。

イ 第2子出生後の育児支援

市は、第2子出生後の育児の困難さが起こり得ると想定し、父親も育児の担い手であることを意識した上で、家族の関係性や家庭での育児の状況を把握し、アセスメント結果を踏まえて支援を行う必要がある。

また、市が実施している産前産後ヘルパー事業は育児支援の重要なサービスの一つと思われるので、利用がさらに広がるよう、一層の周知に努められたい。

孤立しない子育てのためには、地域ぐるみで子育てを支える環境が重要であるため、地域の支援者が、第2子出生後の家族が抱える悩みを共有し、寄り添う視点を持てるよう、研修などを行っていくことも育児支援を充実させる上では重要であろう。

なお、本事例は実父による加害であったため、「父親」と表記しているが、戸籍上父親となっていない実母のパートナーについても、養育の担い手として「父親」と同等の啓発や支援が必要であることを申し添えておく。

4 事例Ⅲ

(1) 事例の概要

ア 事例概要

実母からの身体的虐待により、本児（1歳）が心肺停止状態で救急搬送され、脳浮腫、複数個所の皮下出血と複数の骨折があり、脳死状態となった。実母は傷害罪容疑で逮捕、起訴され、有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実父（20代後半）、実母（20代前半）、きょうだい児（4歳）、本児（1歳）、市内に親族が居住。

(イ) 世帯の状況

本世帯の住民票は市内のA区にあり、居住しているB区にはなかった。また、全員外国籍（X国）で実父以外は日本語での会話はほとんど出来ない。実父は自営業。実母は無職、本児、きょうだい児とも所属なし。

(2) 事例の経過

本児は出生後、1歳を過ぎるまで、X国で生活しており、本児の来日まではきょうだい児への支援の経過を整理した。

なお、本事例における児童相談所は、事例Ⅰとは異なる児童相談所である。

| | | |
|--------------|-----------------------------|---|
| 出生前 | きょうだい児 2歳2か月 | 実父がA区こども家庭支援課に来所。 きょうだい児の出産届出書（産後）を提出し母子健康手帳（X国語版）交付。 |
| | 妊娠（本児）7週 きょうだい児 2歳6か月 | 実母がA区こども家庭支援課に来所。 本児の妊娠届出を提出。出産予定医療機関は未定。出産はX国の実父の実家へ一時帰国予定、産後の来日時期も未定。 |
| 出生後 (来日前) | 本児がX国で出生。実母のみ、3か月後に来日。 | |
| | 生後3か月15日 | 実父母ときょうだい児がA区こども家庭支援課に来所。 「予防接種と健康診査について知りたい」 実父は日本語ができ、実母は日本語を話せず。 |
| | 生後3か月28日 | A区できょうだい児の3歳児健康診査。実父母が同行。 問診票の家族氏名欄には本児の名前の記載あり。他に「（きょうだい児が） 落ち着いて食べない時にイライラする」と聞き取り、経済的心配、パートナーとの関係に不安があるとの記載があった。 |
| | 生後6か月26日 | 実父がA区こども家庭支援課に来所。 きょうだい児の認可保育所入所申請。住民票はA区だが、希望の保育所は全てB区内。 |
| | 生後7か月12日 | A区こども家庭支援課がきょうだい児の保育所入所の保留通知を発送。 |
| | 生後10か月5日 | 児童相談所が警察署からきょうだい児の児童通告書を受理。 【通告内容】夜間に近隣から「喧嘩しているような声が聞こえる、子どもの声もする」と110番通報。実父の「稼ぎ」に関して実父母が口論、心理的虐待と認められ、児童通告。 |
| | 同日 | 児童相談所が調査。 住民登録調査にて、実父、実母、きょうだい児の3人世帯と確認。 |
| | 生後10か月11日 | 児童相談所からB区こども家庭支援課へ電話。きょうだい児の情報照会。 |
| | 生後10か月12日 | 児童相談所からA区こども家庭支援課へ電話。きょうだい児の情報照会。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| | 生後 10 か月 17 日 | A区こども家庭支援課から児童相談所へ電話。 きょうだい児は、2歳2か月の時にX国から来日し、6か月前にA区で3歳児健康診査。健診では、言葉の発達などの課題はなく対応は終了となった。 |
| | 生後 10 か月 17 日 | 児童相談所から実父へ電話。家庭訪問の約束。 |
| | 生後 10 か月 18 日 | 児童相談所から実父へ家庭訪問の日程について確認の電話。 |
| | 同 日 | 児童相談所が通訳ボランティアの派遣を手配。 |
| | 生後 10 か月 19 日 | 警察署から児童相談所へ電話。 最初に警察に通報があった翌日にも、近隣住民から「怒鳴り声がある、子どもが叱られているのではないか？」との110番があった。実父から、児童相談所が本世帯に家庭訪問すると聞いたため、本件は通告しない。 |
| | 生後 10 か月 22 日 | 児童相談所が通訳同行で家庭訪問、実母、きょうだい児と面接。 実母の話 ・今回は実父より実母の声の方が大きくなってしまった。きょうだい児から「パパ、ママ、喧嘩しないで」と言われ、実父とも話し合った。 ・きょうだい児が2歳の時に、X国に実母が迎えに行き来日。 ・もうすぐ1歳になる本児をX国の親族に預けているが、きょうだい児が日本語を話せるようになったら日本に呼び寄せたい。 ・きょうだい児を親族にみてもらっていたときは、甘やかされていたので、実母は厳しくしつけをしている。 【対応】X国語のパンフレットで、児童相談所の役割及び子どもの面前での夫婦喧嘩は心理的虐待にあたることを説明。 [児相ケース記録] |
| | 同 日 | 児童相談所から警察署へ電話。 実母との面接の結果報告。 |
| | 生後 10 か月 29 日 ～30 日 | 児童相談所からB区地域子育て支援拠点や外国籍の方が利用できる地域資源に電話し、支援内容などの情報を収集。 |
| | 生後 11 か月 6 日 ～12 か月 19 日 | 児童相談所から実父の携帯に電話するも不通。 |
| 出生後 (来日後) | 1 歳 1 か月 22 日、本 同 日 (事件発生 140 日前) | 児が親族に連れられ来日。(児童相談所は把握せず、事件後に判明) 児童相談所からA区の地域資源に電話し、支援内容などの情報を収集。 |
| | 1 歳 1 か月 24 日 ～28 日 (事件発生 138 日 ～134 日前) | 児童相談所から実父の携帯に電話するも不通。留守番電話になる。 |
| | 1 歳 2 か月 5 日 (事件発生 126 日前) | 児童相談所から実父宛に、B区地域子育て支援拠点の案内を送付。 |
| | 1 歳 2 か月 14 日 (事件発生 117 日前) | 児童相談所から実父の携帯電話へ電話。 実父の話。「今は実父母で喧嘩していない。B区地域子育て支援拠点には行けなかった。A区の地域資源に行こうと思っている」 |
| | 1 歳 2 か月 26 日 (事件発生 105 日前) | きょうだい児について児童相談所が受理会議を実施。 【虐待認定】主：実母、従：実父、心理的虐待、軽度。 本児については検討されず。 【方針】実父母に情報提供を行い、再相談・再通告あるまで支援終了。 |
| | 1 歳 3 か月 18 日 (事件発生 85 日前) | 実父がA区に来所。 本児の住民登録。 |
| | 1 歳 4 か月 12 日 (事件発生 60 日前) | 実父がA区に来所。 児童手当を申請。 |
| | 1 歳 4 か月 18 日 (事件発生 53 日前) | 近隣から本世帯について110番通報 (警察から児童相談所への児童通告はなし) |

| | |
|---------------------|--|
| 1歳6か月11日 (事件発生日) | 本児が倒れているのをみて実母が119番に通報。本児は心肺停止状態。 |
| 同日 | 本児搬送先の病院から児童相談所と警察署へ通報。 児童相談所は警察から本児の虐待通告を受理。 きょうだい児も再受理とし、調査、継続支援を再開。 |
| 事件後2か月9日 | 実母が傷害罪容疑で逮捕される。 |

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題と課題解決に向けた改善策の提言

事例Ⅲについても、事例Ⅰと同様に、「区こども家庭支援課の対応について」は、ア【問題点・課題】、イ【改善策の提言】に、「児童相談所の対応について」は、ウ【問題点・課題】、エ【改善策の提言】に記載。

ア 区こども家庭支援課の対応について【問題点・課題】

(ア) 外国籍の養育者に対する支援について

一般的に外国籍の養育者は、日本語が理解できないなどの理由で必要なサービスにつながらない可能性が高い。特に本事例の実母のように、主たる養育者が日本語を話せない場合は、地域で孤立している可能性も高い。そのため、本世帯が出産にともなう手続きや乳幼児健康診査で来所した際には、支援の必要性を意識して対応する必要があった。個別の背景を踏まえた丁寧な対応が必要であったと思われる。

また、外国籍の養育者が個別の支援につながった場合でも、面接場面での言葉の問題は大きく、養育者が抱えている孤立感や困りごとを具体的に聞き取ることが困難な場合もあり、課題である。

(イ) 乳幼児健康診査におけるアセスメントについて

乳幼児健康診査の目的は、乳幼児の成長発達や健康状態の確認と疾病や障害の早期発見であるが、それらに加え、養育者が育児の相談などを通し、安心して行政機関に相談できるきっかけづくりの役割も担っている。区こども家庭支援課は、乳幼児健康診査受診時に養育者の潜在的なニーズを把握し、アセスメントを行い、支援を行う必要があるかどうか検討することが必要であった。

本事例のきょうだい児の3歳児健康診査では、発語や発達は年齢相応なものであり、対応終了となっている。しかし、問診担当者が「(きょうだい児が)落ち着いて食べない時にイライラする」と実父母から聞き取りをしている他、問診票には経済的心配やパートナーとの関係に不安があるとの実父母からの記載がみられた。また、きょうだい児の発語はX国語のみであり、実母も日本語が話せなかった。本世帯の経済的状況や実父母の関係、きょうだい児と実母が地域でどのように生活しているかなど、本世帯全体の養育環境を踏まえたアセスメントが不足していたと思われる。

さらに、問診票の家族欄に本児の名前の記載があったものの、当時は来日していなかったため、乳幼児健康診査で本児は来所せず、区こども家庭支援課が本世帯に関してアセスメントを行う際に、本児の存在について考慮されていなかったと思われる。

イ 区こども家庭支援課の対応について【改善策の提言】

(ア) 外国籍の養育者に対する支援の充実

横浜市のどの区の子ども家庭支援課の窓口においても、外国籍世帯への丁寧な対応や、外国籍の養育者がサービスを利用できる相談窓口の案内が行えるような取り組みが必要である。相談窓口にて、日本語が話せないことで子育て支援の情報を得られないことやサービス利用に格差が生じないように、外国籍の養育者の情報へのアクセスが良くなることが望まれる。各区で独自で作成している育児や事故予防などの啓発、虐待予防などのリーフレットを外国語に訳したものや、乳幼児健診などの問診票や案

内などを標準化し、市全体で共有するなど、外国籍世帯への有効な支援につなげてもらいたい。

また、外国籍の養育者の文化的背景への理解を深めるため、外国籍世帯への支援は、すでに各区で行われていることから、研修などを通して、その経験の共有に取り組んでいただきたい。

個別の支援においては、子どもの養育状況をより具体的に把握し、支援の内容などを伝えるためにコミュニケーションツールとしての翻訳機器等の活用も有効だろう。本事例のように外国籍の養育者に対しては個別の丁寧な支援の必要性が高く、相互理解の努力が求められる。

一方で、外国人への対応については、こども家庭支援課のみの課題とは言い切れない。外国人材の誘致、定着を推進する横浜市の施策により、今後市に居住する外国人が増加することが見込まれる。市が窓口サービスの向上の一環として、区の通訳者の配置や、区の各窓口への翻訳機器等の設置を検討すべきであろう。

さらに、区こども家庭支援課は、外国人当事者支援団体等の情報を収集するなどし、外国籍の養育者に対して情報提供して個々の家族が孤立した養育環境とならないよう支援を行い、また、国際交流ラウンジ等で行われている外国人の親同士が交流できる場等の地域資源の活用や関係機関と連携して、外国籍の養育者が孤立しないような地域づくりを進めていただきたい。

(イ) 乳幼児健康診査におけるアセスメントの質の向上

区こども家庭支援課は、乳幼児健康診査において、子どもの成長発達や健康状態の把握にとどまらず、その世帯の経済状況やパートナーとの関係など個別のニーズアセスメントを認識できるようなスキルの向上が望まれる。外国籍の養育者に対しても他の養育者と同様に個々の家庭の状況を総合的にアセスメントができるような研修を行い、的確なアセスメント能力の向上に努められたい。

ウ 児童相談所の対応について【問題点・課題】

(ア) 受理会議の開催方法と支援終了の課題

本事例においては、担当係長と担当者間が相談・通告を受け付けた時点で受理の判断をし、調査の方向性を協議して対応しているが、その時点では受理会議を実施していなかった。その後、実父からの聞き取り、実母ときょうだい児との面接などの初期調査を進め、支援の方向性が定まってから会議に諮っており、通告の受付後すぐには受理会議に諮っていない。このことは、異なる児童相談所が担当していた事例Ⅰと同様の課題といえる。

本事例の受理会議では、本世帯のアセスメントにより子どもの面前の夫婦喧嘩による心理的虐待として指導を行うだけでなく、孤立した環境での養育のリスクがあると判断し、その点についても実父に地域資源の情報提供を行うなどの支援を行った。ただし、児童相談所は本児の存在を把握していたものの、本児の名前や、ジェノグラムが記載されていなかったため、受理会議においては、実父母ときょうだい児の3人世帯との認識で支援し、本児の存在については意識していなかった。

なお、受理会議の1か月前に本児が来日し、世帯に加わっているが、児童相談所が本児の来日を把握するのは事件後である。担当者は支援の終了直前に実父に電話連絡し、きょうだい児に対する虐待が再発していないかを確認しており、実母との面接で本児をX国の親族に預けているがいずれ来日する、と聞き取っていたことを踏まえれば、支援を終了する前に、実父に世帯に変化がないかを確認することが必要であったと思われる。

また、児童相談所の支援を終了する時点で、実母が孤立した環境で養育していることに対し、例えば区に引継ぐなど、支援の継続について組織的判断が行われず、結果として本世帯の孤立状態が解消されないまま支援が途絶えたと思われる。

(イ) 外国籍の養育者への支援に関する課題

本世帯への介入のきっかけは、警察からの子どもの面前の夫婦喧嘩による心理的虐待を理由とした児童通告であった。児童相談所の調査によると、夫婦喧嘩は経済的なことが原因であり、実母が日本語を話せないことや、きょうだい児の所属がないことなども把握している。児童相談所は、これらのことを踏まえ実母が孤立した状態で養育しており、何らかの支援が必要と判断していた。

日本語が話せない実母と面接を行うにあたり、ボランティアの通訳者を手配した。しかし、ボランティアということもあって、通告の内容の事実の確認や実母の受け止め、実母の困り感の把握など踏み込んだ面接が出来ていなかった。児童相談所業務における児童や保護者との面接の重要性は言うまでもない。現状では、児童相談所の調査の面接時に手配できるのはボランティア通訳に留まっていることは課題である。

(ウ) 警察から児童相談所への通告について

本世帯は、警察から児童相談所に2回の児童通告があり、児童相談所が本世帯に調査や面接をしている。児童相談所が受理会議で支援の終了を決定した後に、3回目の本世帯への近隣通報が警察に入っていたが、その際に児童相談所への通告や情報提供はなかった。この時点では本児が来日しており、警察の通告があれば、児童相談所が再度本世帯を調査し、本児を含めた世帯のアセスメントを行えた可能性が高かった。

エ 児童相談所の対応について【改善策の提言】

(ア) 適切な受理会議の開催と支援の終了

児童相談所は、事例Ⅰの記載にもあるとおり、虐待通告の受理後、速やかに会議に諮り組織的に調査内容や支援方針が決定する仕組みを検討されたい。

次に、支援の終了について、支援終了時点には虐待の再発がないかを確認するのみならず、世帯や養育状況の変化の有無など必ず確認し、支援終了時のアセスメントを行うなど、終了時の判断の質の向上に努められたい。会議では、世帯全体を把握したうえで、アセスメントや支援の終了を検討するために会議票にはジェノグラムを確実に記載することを徹底されたい。

支援の終了を検討する援助方針会議では、的確なアセスメントを踏まえ、必要であれば支援を継続することも含め、様々な経験をした職員が複数で多角的・重層的に検討し、専門機関として適切に方針を判断されたい。特に支援終了時のアセスメントなど、スーパーバイザーの養成や責任職の研修などを実施し、職員全体の質の向上をはかられたい。

(イ) 外国籍の養育者への支援に関する質の向上

本事例では、実母との面接では通訳者を手配していたが、養育者の養育状況や生活実態の調査を行い、また養育者の理解を深め、養育者と支援の目的を共有する面接を行うために、可能な限り児童相談所の権限や支援内容に精通している通訳者を確保すべきである。通訳者以外に、児童相談所においても区と同様にコミュニケーションのツールとして翻訳機器等の活用も検討されたい。

さらに、児童相談所の職員は、それぞれの国の文化的な子育ての特徴を踏まえて支援することも大切である。これまで児童相談所で行ってきた外国籍世帯への対応や支援を行う上での課題等を共有するなど、事例検討などの研修を行い、支援のスキルアップに努めていただきたい。

(ウ) 警察からの通告について

警察が虐待を疑われる事案を認知した場合、特に同じ世帯に複数回通報が入っている世帯には、児童相談所はリスクの高い世帯と捉えることを徹底されたい。また、支援を終了する際には、警察にも連絡し、再度通報が入った際には、確実に児童通告されるよう、より警察と児童相談所の連携を推進すべきである。

4 おわりに

本報告書は、平成30年度に発生した3件の重篤事例について検証を行い、まとめたものである。いずれも死亡事例ではなかったが、児童は深刻な虐待を受けており、こうした事例を未然に防ぐために何が必要かを検討、検証することとしたものである。

事例Ⅰは、全治3か月の火傷を負った3歳の幼児が、実母や内縁男性によって放置されていた事例、事例Ⅱは、実父が生後3か月の乳児を投げ上げ、床に落下させるなどして急性硬膜下血腫等を負わせたもの、事例Ⅲは、1歳の幼児が心肺停止状態で救急搬送され、脳浮腫や骨折も確認されて、実母の身体的虐待が疑われた。なお、事例Ⅲでは、傷害容疑で逮捕された実母が起訴事実を否認して争いがあり、一審、二審後に実母は上告したが、最高裁判所にて有罪が確定している。また、事例Ⅱについては、きょうだい児を含めて、区こども家庭支援課や児童相談所において相談の受理がなされていなかった（関与がなかった）事例である。

これらの事例は、虐待の態様や家族背景も異にしてはいるが、親族による家庭内暴力から避難するため転居してきた世帯であったり、養育に必要な知識が保護者等に備わっていない、あるいは孤立状態での育児など、大なり小なり生活上の、また養育上のリスクを抱えた中で事件が発生しており、多くの死亡事例でも見られる特徴がうかがわれた。換言すれば、いずれも日頃から丁寧な支援が必要とされている家族であったと考えられる。

事例Ⅰや事例Ⅲにおいて、相談を受け付けた区こども家庭支援課や児童相談所の担当者は、できる限りの努力をして子どもや家族への支援を行っていた。ただし、支援の手は必要十分なところまで届かず、事件を防ぐことができなかった。その背景として、多忙さも手伝って時宜を得た組織的な協議が行われていないこと、個々の職員が担う業務量が過大であることなどが浮かび上がった。そのため、家族についてのアセスメントが不十分となり、適宜適切な対応に結びつかなかったものと思われる。

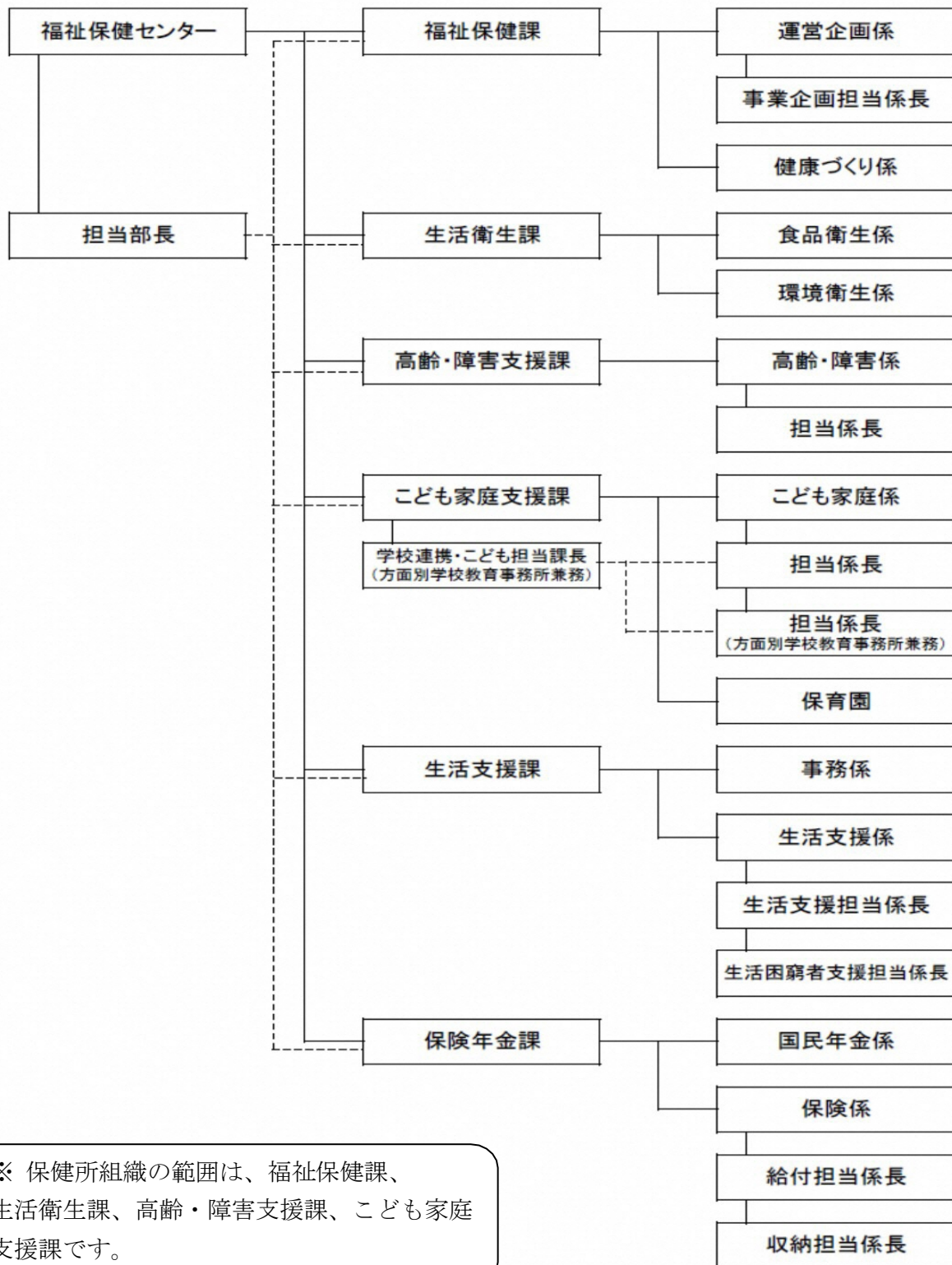
今後は、本検証も生かしながら、市全体の課題として、組織体制の整備・充実、専門性の向上等を図るよう、取り組みを強めていただくことをお願いしたい。

なお、今回の検証は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、検証委員会の開催を一時期延期せざるを得なかった。また、提言は新型コロナウイルス感染症に配慮した内容とまでは言えないため、市中感染の状況などから本提言のとおりの実行が難しい場合は、柔軟な対応を検討し、新型コロナウイルス対策と児童虐待防止の取り組みが両立するようご配慮いただきたい。

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会
委員長 川崎 二三彦

横浜市 区福祉保健センター機構図（標準形）

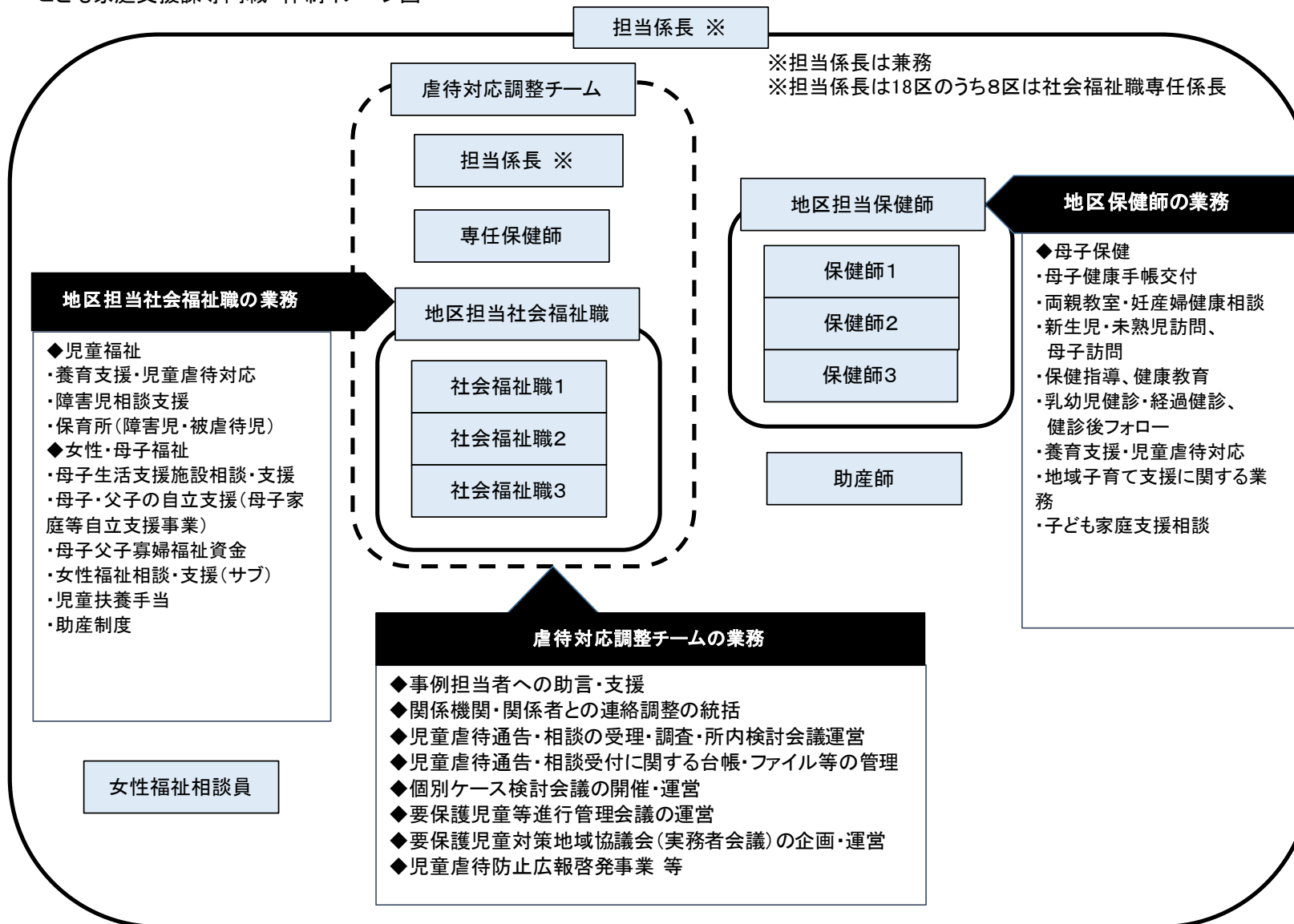
社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」及び地域保健法に基づく「保健所支所」の機能を有する福祉保健センターを、18区役所に設置しています。



※ 保健所組織の範囲は、福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、子ども家庭支援課です。

『横浜市福祉保健センター業務運営指針』から抜粋

こども家庭支援課専門職 体制イメージ図



横浜市児童相談所機構図

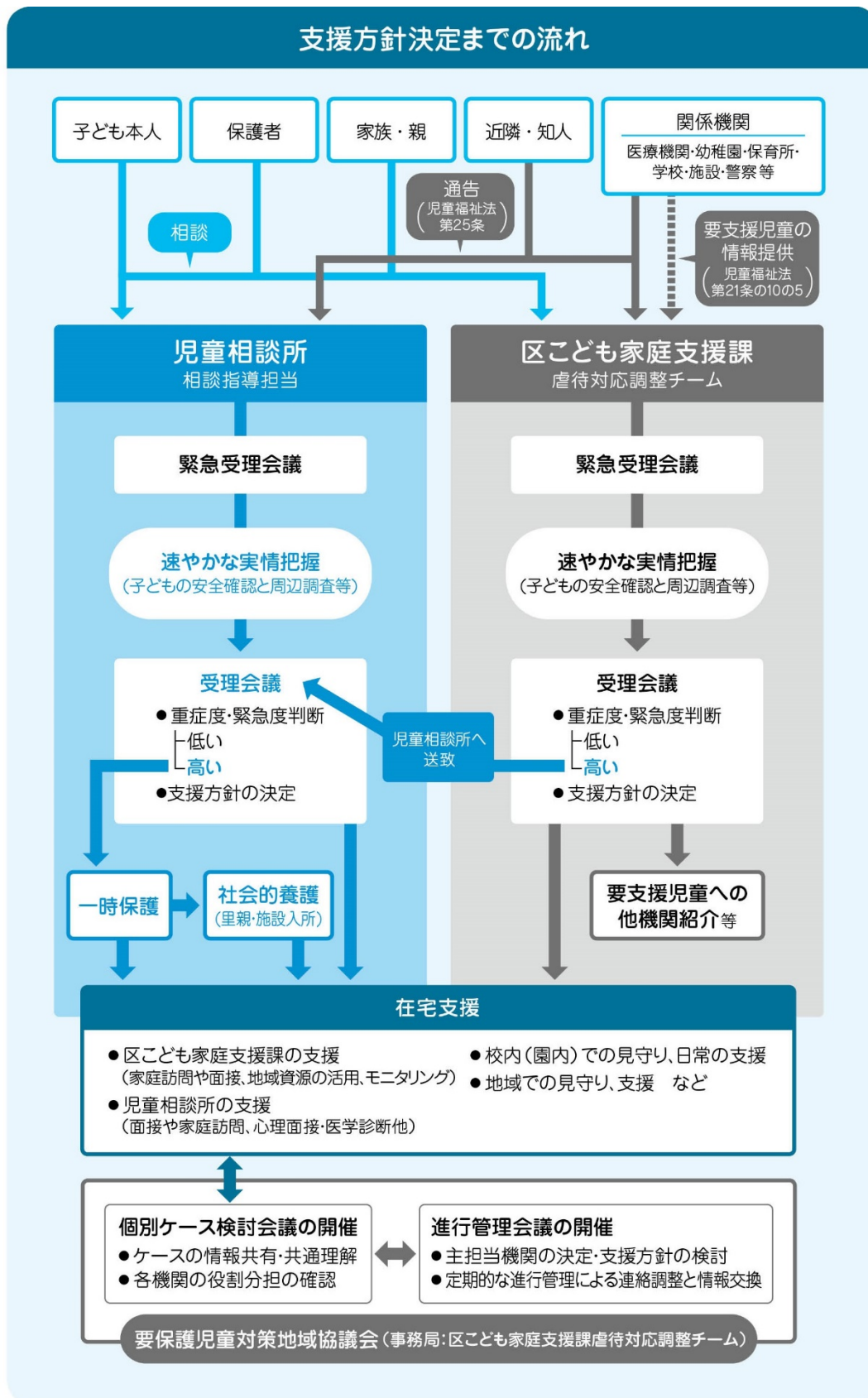
平成31年4月12日現在

| 所名 | 中央児童相談所 | 西部児童相談所 | 南部児童相談所 | 北部児童相談所 |
|-----------------|--|--|---|--|
| 設置年月日 | 昭和31年11月1日 | 平成19年6月25日 | 昭和49年10月1日 | 平成7年4月24日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建 | 鉄筋コンクリート造地上2階建 | 鉄筋一部鉄骨コンクリート造 地上6階地下1階建 |
| 敷地面積 | 1,967.97㎡ | 1,356.14㎡ | 1,640.20㎡ | 18,896.63㎡ |
| 建物延べ面積 [保護所] | 4,476.47㎡ (内児相分3,928.72㎡) ※保護所含む | 3,129.76㎡ (内児相分2,697.27㎡) ※保護所含む | 961.65㎡ [1501.74㎡] | 30,764.19㎡ (内児相分2,976.41㎡) [997.48㎡] |
| | <p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 副所長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 事務 4 事務 (1) 運転者 (1) 一時保護係長 児童指導員 4 保育士 15 保育士 (8) 保健師 1 心理療法士 (1) 学習指導員 (4) 栄養士 (1) 自立支援担当係長 児童指導員 5 保育士 3 保健師 1 心理療法士 (1) 学習指導員 (2) 虐待対応・地域連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 事務 1 担当係長 社会福祉 2 保健師 1 連携対応専門員 (1) ボランティア相談員 (9) 虐待対応専門員 (9) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 相談調査員 5 相談調査員 (2) 電話相談担当 1 電話相談員 (2) 相談指導担当係長 児童福祉司 9 保健師 1 虐待対応協力員 (1) 相談指導担当係長 児童福祉司 9 保健師 1 虐待対応協力員 (1) 支援係長 児童福祉司 28 保健師 1 里親対応専門員 (1) 養育支援家庭訪問員 (2) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 8 心理判定員 (1) 看護師 1 精神科医師 (3) 小児科医師 (4) 法務担当課長 医務担当課長 (担当部長) <p>正規職員 114人 再任用職員 0人 嘱託職員 47人 計161人 (ほか委嘱医師等7人)</p> | <p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 相談調査員 3 (再任用職員 1 含む) 相談調査員 (1) 担当係長 庶務 2 運転者 (1) 施設業務員 (2) 相談指導担当係長 児童福祉司 6 保健師 1 虐待対応協力員 (1) 支援係長 児童福祉司 15 保健師 1 養育支援家庭訪問員 (2) 里親対応専門員 (1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 5 心理判定員 (1) 保健師 1 精神科医師 (3) 小児科医師 (2) 医務担当係長 (担当課長) 一時保護係長 児童指導員 3 保育士 11 (再任用職員 1 含む) 保育士 (5) 調理員 1 調理員 (3) 看護師 (2) 心理療法士 (1) 学習指導員 (4) <p>正規職員 60人 再任用職員 2人 嘱託職員 24人 計86人 (ほか委嘱医師等5人)</p> | <p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護所担当課長 相談調整係長 相談調査員 4 相談調査員 (2) 担当係長 庶務 2 運転者 (1) 相談指導担当係長 児童福祉司 5 保健師 1 虐待対応協力員 (1) 支援係長 児童福祉司 16 看護師 1 養育支援家庭訪問員 (2) 里親対応専門員 (1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 5 心理判定員 (1) 保健師 1 精神科医師 (5) 小児科医師 (1) 医務担当係長 (担当課長) 一時保護係長 児童指導員 5 保育士 15 保育士 (8) 保健師 2 看護師 1 心理療法士 (1) 学習指導員 (4) 栄養士 (1) <p>正規職員 72人 再任用職員 0人 嘱託職員 22人 計94人 (ほか委嘱医師等6人)</p> | <p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護所担当課長 相談調整係長 相談調査員 4 相談調査員 (1) 担当係長 庶務 3 運転者 (1) 相談指導担当係長 児童福祉司 6 保健師 1 虐待対応協力員 (1) 支援係長 児童福祉司 18 保健師 1 社会福祉 1 (再任用職員 1 含む) 養育支援家庭訪問員 (2) 里親対応専門員 (1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 5 心理判定員 (1) 保健師 1 精神科医師 (3) 小児科医師 (5) 医務担当係長 (担当課長) 一時保護係長 児童指導員 5 保育士 12 保育士 (11) 保健師 2 心理療法士 (1) 学習指導員 (4) 運転者 (1) <p>正規職員 71人 再任用職員 1人 嘱託職員 24人 計96人 (ほか委嘱医師等8人)</p> |

・ () 内は嘱託職員 () 内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 437人 [正規職員 317人 再任用職員 3人 嘱託職員 117人] (ほか委嘱医師 計26人)

横浜市 区・児童相談所の支援方針決定までの流れ



『横浜市子ども虐待防止ハンドブック 平成30年度改訂版』から抜粋

検証委員会の概要

1 検証委員

第 32 期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

50 音順・敬称略

| 氏 名 | 職 名 |
|----------|---------------------------|
| 有本 梓 | 横浜市立大学医学部看護学科 地域看護学領域 准教授 |
| 加山 勢津子 | 横浜市主任児童委員連絡会 代表 |
| ◎ 川崎 二三彦 | 子どもの虹情報研修センター センター長 |
| 澁谷 昌史 | 関東学院大学 社会学部 教授 |
| 高藤 杏花 | 神奈川県弁護士会 弁護士 |
| 藤田 純一 | 横浜市立大学附属病院 児童精神科医師 |

◎印…委員長

2 開催概要と検証経過

| | |
|--------------------|---------------------------------|
| 第 32 期横浜市児童福祉審議会 | 児童虐待による重篤事例等検証委員会 |
| 第 1 回 令和元年 9 月 9 日 | ……検証事例の概要、検証の進め方の検討 |
| ★関係機関へのヒアリング | ……令和元年 10 月～令和 2 年 1 月 |
| 令和元年 11 月 8 日 | ……事例Ⅰヒアリング結果の報告と検証 |
| 令和元年 12 月 25 日 | ……事例Ⅱヒアリング結果の報告と検証 |
| 令和 2 年 2 月 4 日 | ……事例Ⅲヒアリング結果の報告と検証 |
| 令和 2 年 5 月 27 日 | ……事例Ⅰ、Ⅱの問題点、課題の検討 |
| 令和 2 年 6 月 23 日 | ……事例Ⅰ、Ⅱの改善点の検討 事例Ⅲの問題点、課題の検討 |
| 令和 2 年 7 月 21 日 | ……事例Ⅰ、Ⅱの報告書素案の検討 事例Ⅲの改善策の検討 |
| 令和 2 年 8 月 25 日 | ……報告書案の検討 |
| 令和 2 年 9 月 24 日 | ……報告書の完成 |

児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

制 定 平成 20 年 3 月 28 日 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 3 月 21 日 (局長決裁)

(目的及び設置)

第 1 条 児童虐待の防止等に関する法律 第 4 条第 5 項に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例など検証委員会（以下「検証委員会」という。）を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置する。

(構成)

第 2 条 検証委員会の委員は、横浜市児童福祉審議会委員及び横浜市児童福祉審議会運営要綱第 3 条に基づく臨時委員 7 人以内をもって構成する。

2 検証委員会に委員の互選による委員長を 1 名置く。

(業務)

第 3 条 検証委員会は、次の業務を行う。

- (1) 児童相談所または区が関与していた虐待による重篤事例など及びこども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
- (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会児童部会において報告する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は児童福祉審議会委員の任期とする。

(検証方法)

第 5 条 検証は、次の方法により行う。

- (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
- (2) 区、児童相談所、関係機関などから事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、関係機関ごとのヒアリング、現地調査などを実施する。
- (3) 調査結果に基づき、課題などを明らかにし、再発防止のために必要な事項を検討する。

(守秘義務)

第 6 条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の非公開など)

第 7 条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

(事務局)

第 8 条 運営に必要な事務は、こども青少年局こども家庭課が行うこととする。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日 ここ第 5 4 4 3 号)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 31 日 ここ第 3 9 0 8 号)

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 21 日 ここ第 7 8 8 5 号)

この要領は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

児童虐待による重篤事例検証報告書
(平成30年度発生分)

令和2年10月

横浜市児童福祉審議会

令和元年度、令和2年度横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔障害児部会〕

(期間) 令和元年10月28日～令和2年10月31日

1. 部会開催状況

| 回数 | 開催日時、会場等 | 主な審議内容等 |
|-----|--|---|
| 第1回 | 令和2年8月20日 18:00～19:45 横浜市役所18階 なみき17会議室 | 議題 (1) 第4期横浜市障害者プランの策定について 報告事項 (1) 横浜市障害者施策推進協議会の答申について (2) 令和2年度補正予算について (3) 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について |

2. 主な報告事項

| | | |
|------|---|--|
| 報告事項 | 第4期横浜市障害者プランの策定について | |
| 報告内容 | 策定の概要、プラン素案(案)について説明 | |
| 主な意見 | 特になし | |
| 報告事項 | 横浜市障害者施策推進協議会の答申について | |
| 報告内容 | 令和2年6月に答申された「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは軽度の知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」の内容説明 | |
| 主な意見 | 特になし | |
| 報告事項 | 令和2年度補正予算について | |
| 報告内容 | 6月補正の内容について (医療機関に対する感染防止資機材の配付事業、福祉サービス継続支援事業) | |
| 主な意見 | 特になし | |
| 報告事項 | 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について | |
| 報告内容 | コーディネーター配置及び医療的ケア啓発パンフレット発行について | |
| 主な意見 | 特になし | |

| | |
|------|------------------------------|
| その他 | 小学校期から成人への移行期（トランジション）について |
| 報告内容 | 小学校期から成人への移行期における課題について |
| 主な意見 | 課題について、行政の狭間（局間）を超えた共有や検討が必要 |

第4期横浜市障害者プランの策定について

1 策定の趣旨

障害者基本法第11条により、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられています。横浜市では、「横浜市障害者プラン（以下、「障害者プラン」という）」をこれに位置づけています。

このたび、令和2年度をもって、第3期障害者プランの計画期間が終了となるため、新たに令和3年度から8年度までの6年間の計画期間とする第4期障害者プランを策定します。

また、障害者総合支援法第88条により、市町村における障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画（障害福祉計画）の策定が義務づけられています。さらに、児童福祉法第33条により、市町村における障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画（障害児福祉計画）の策定が義務づけられています。

横浜市では、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画は計画期間が3年と定められていますので、第4期障害者プランの中間期での見直しを行い、改定します。

【参考1】第4期障害者プランの概要

- 計画期間： 令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）まで。
- 位置付け： 第3期障害者プランと同様、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定。

| 第4期横浜市障害者プラン | | | | | |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 障害者計画（＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画） | | | | | |
| 障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画） | | | 障害福祉計画 | | |
| 障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画） | | | 障害児福祉計画 | | |

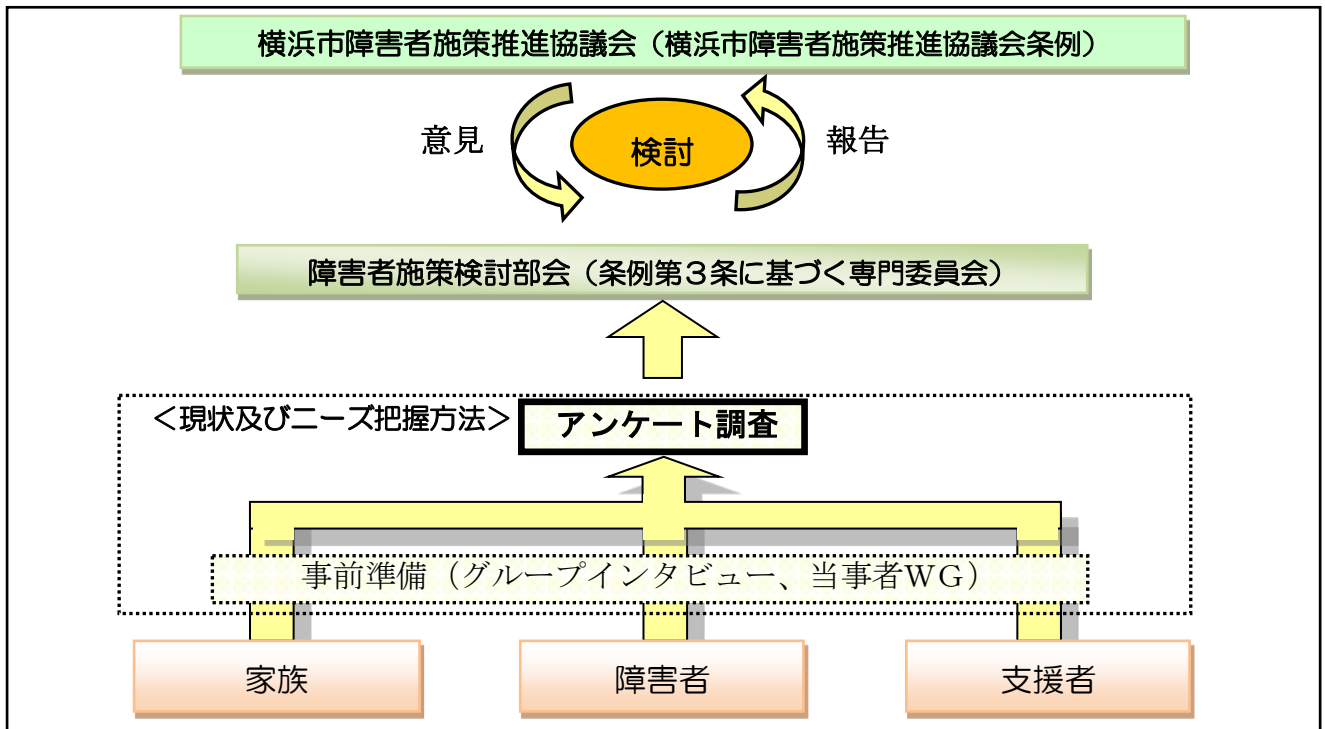
見直し

2 策定の手法

第4期障害者プランの策定にあたっては、現状把握やニーズ調査のため、障害当事者にアンケート調査を行います。

アンケートなどで得られた意見等について、当事者の立場や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会を中心に協議・検討を進めていきます。

【参考2】 障害者プラン策定・検討のイメージ図



3 当事者向けアンケート等の実施状況について

第4期障害者プランの策定にあたっては、現状把握やニーズ調査のため、障害当事者等にアンケート調査を行いました。

また、アンケート項目作成の事前準備として、グループインタビュー及び当事者ワーキンググループを実施しました。

(1) 障害児・者関係団体等へのグループインタビューについて

令和元年6月から9月にかけて、当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行いました。

実施回数 計48回 <内訳>当事者：29回、家族：13回、支援者：17回

※複数の立場の方々が一堂に会した回があるため、実施回数と内訳の合計は一致しません。

※グループインタビュー実施団体一覧は別紙1のとおり

うち、障害児関連団体は5団体（横浜重心グループ連絡会～ぱざぼネット～、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市肢体不自由児者父母の会連合会、横浜市自閉症協会、全国心臓病の子供を守る会横浜支部）

(2) 当事者ワーキンググループについて

令和元年7月から8月にかけて、日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていることなどについて、ライフステージごとに当事者同士で集まって意見交換や検討を行うワーキンググループを実施しました。

実施回数：5回

参加者数：47人（身体障害児・者26人、知的障害児・者13人、精神障害児・者8人）

※当事者ワーキンググループ参加者概要は別紙2のとおり

(3) 当事者向けアンケートについて

令和2年1月10日から2月7日にかけて、市内在住の障害当事者を対象に郵送によるアンケートを実施しました。

調査対象：令和元年12月1日時点の障害者手帳所持者の約10%を無作為抽出。

(身体障害者9,950人、知的障害者3,200人、精神障害者3,900人、その他含め17,098人に発送)

調査方法：郵送によるアンケート形式

回収数：6,997通（回収率40.9%）うち有効回答数6,954通

(4) その他

平成30年6月から7月にかけて実施した、「横浜市子ども子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果もプランの策定の参考としています。

4 パブリックコメントについて

検討を経て、令和2年8月末に第4期障害者プラン（素案）が策定されました。

令和2年9月16日から10月15日にかけて、第4期横浜市障害者プラン（素案）について、パブリックコメントを実施し、ご意見・ご提案を募集しました。

いただいたご意見等は、計画策定や今後の障害福祉施策の参考にします。

また、ご意見をとりまとめたものは横浜市障害者施策推進協議会の他、児童福祉審議会や障害児部会へ報告します。

※パブリックコメント結果は現在集計中です。集計が終了次第、結果を公表します。

※パブリックコメントの対象となった、第4期横浜市障害者プラン（素案）は次の URL からご確認いただけます。

■第4期横浜市障害者プラン（素案）について（市ホームページ）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/4th_plan.html

5 これまでの取組及び今後のスケジュールについて

別添参照

■これまでの取組及び今後のスケジュールについて

| 日程 | 項目 |
|---------|--|
| 令和元年6月 | 障害者施策推進協議会（6月15日開催） |
| 6～9月 | 障害者関係団体等へのグループインタビューの実施（全48回） |
| 7～8月 | 当事者ワーキンググループの開催（全5回） |
| 10月 | 障害者施策推進協議会（10月25日開催） |
| 11月 | 障害者施策検討部会（11月22日開催） |
| 令和2年1月 | 当事者向けアンケートの実施（1月10日～2月7日） |
| 4月 | 横浜市障害者施策推進関係局連絡会（4月10日）※中止 障害者施策検討部会（4月17日）※中止 |
| 5月 | 障害者施策推進協議会（5月15日）※中止 →（書面にて） <u>4期プラン素案骨子策定</u> |
| 6月 | 市障害者施策推進関係局連絡会（6月8日開催） 障害者施策推進協議会（6月29日開催） |
| 8月 | 障害者施策検討部会（8月3日） 第1回児童福祉審議会 障害児部会（8月20日） → <u>4期プラン素案策定</u> |
| 9～10月 | ★パブリックコメントの実施（9月16日～10月15日） 横浜市障害者施策推進関係局連絡会（10月26日） |
| 11月～12月 | 第33期第1回横浜市児童福祉審議会（11月9日書面開催） 第33期第1回児童福祉審議会 障害児部会（11月下旬書面開催予定） 障害者施策検討部会（11月16日予定） 障害者施策推進協議会（12月8日予定） → <u>4期プラン原案策定</u> ★パブリックコメント結果の公表（11月～12月予定）※ |
| 令和3年3月頃 | 4期プラン確定 |

※パブリックコメント結果は現在集計中です。集計が終了次第、結果を公表します。

第4期障害者 プラン策定に係るグループインタビュー実施先一覧

| しゅべつ 種別 | だんたいめいしよ 団体 名称 |
|------------|---|
| 1 | とうじしや 当事者 よこはまししいしよがいしやくしきよukai 横浜市肢体障害者 福祉協会 |
| 2 | とうじしや 当事者 よこはまししかくしよがいしやくしきよukai 横浜市視覚障害者 福祉協会 |
| 3 | とうじしや 当事者 よこはましちよかくしよがいしやくしきよukai 横浜市聴覚 障害者 協会 |
| 4 | とうじしや 当事者 よこはましくるまいす かい 横浜市車椅子の会 |
| 5 | とうじしや 当事者 よこはましうせい まひしやくしきよukai 横浜市脳性 マヒ者協会 |
| 6 | とうじしや 当事者 よこはましじんゆうukai 横浜市腎友会 |
| 7 | とうじしや 当事者 よこはまし おすとみー きよukai 横浜市オストミー協会 |
| 8 | とうじしや 当事者 よこはましちゆうとしつちよ なんとちよしやくしきよukai 横浜市中途失聴・難聴者 協会 |
| 9 | とうじしや 当事者 よこはまし かい 横浜市もみじ会 |
| 10 | とうじしや 当事者 ちいきかつどうしえんせんたー すこつぷ 地域活動支援センター スコップ ししよがいしやくしきよukai (市障 害者地域作業所連絡会) |
| 11 | とうじしや 当事者 なんぶ しゆうらう しえんせんたー 南部就労 支援センター |
| 12 | とうじしや 当事者 ほくぶしゆうらう しえんせんたー 北部就労 支援センター |
| 13 | とうじしや 当事者 とつかしゆうらう しえんせんたー 戸塚就労 支援センター |
| 14 | とうじしや 当事者 ちゆうぶしゆうらう しえんせんたー 中部就労 支援センター |
| 15 | とうじしや 当事者 ひよししゆうらう しえんせんたー 日吉就労 支援センター |
| 16 | とうじしや 当事者 さいとうクリニク でいけあ ※求 職 者 キョウシヨクシヤ |
| 17 | とうじしや 当事者 さいとうクリニク ないとけあ しゆうらう ナイトケア ※就労 |
| 18 | とうじしや 当事者 さかえく きかんそうだんしえんせんたー 栄区基幹相談支援センター |
| 19 | とうじしや 当事者 あおば きかんそうだんしえんせんたー 青葉基幹相談支援センター |
| 20 | とうじしや 当事者 わいびーえすよこはまびあすたつぷきよukai Y P S横浜ピアスタッフ協会 |
| 21 | とうじしや 当事者 あさひ 旭びあくらぶ |
| 22 | とうじしや 当事者 よこはましぐるーぶほーむれんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 ぐるーぶほーむにゆうきよしやくしきよukai ※グループホーム入居者 |
| 23 | とうじしや 当事者 しえんしやくしきよukai +支援者 ほうりんぐ きんようれんしゆうukai ボウリング金曜 練習 会 |
| 24 | とうじしや 当事者 よこはまべいどりーむ 横浜ベイドリーム よこはまくらっかーず 横浜クラッカーズ でんどうくるまいすさつかーくらぶ ※電動車いすサッカークラブ |

| しゅべつ 種別 | だんたいめいしよ 団体 名称 |
|------------|--|
| 25 | とうじしや 当事者 よこはまえふまりのす ふとうーろ 横浜Fマリノス・フトウーロ |
| 26 | とうじしや 当事者 しえんしやくしきよukai +支援者 ちいきかつどうほーむ れんらくかい 地域活動ホーム連絡会 |
| 27 | かぞく 家族 よこはましんしん しよがい じしやくしきよukai 横浜市心身 障害 児者を守る会連盟 |
| 28 | かぞく 家族 よこはま きよukai 横浜てんかん協会 |
| 29 | かぞく 家族 よこはまじゆうしんぐるーぶれんらくかい 横浜重心グループ連絡会 ねつと ～ばざばネット～ |
| 30 | かぞく 家族 よこはま しよがい じをまもるれんらくきよukai 横浜 障害 児を守る連絡協議会 |
| 31 | かぞく 家族 よこはまししい ふじゆう じしやくしきよukai 横浜市肢体不自由児者父母の会 連合会 |
| 32 | かぞく 家族 よこはましじへいしよ きよukai 横浜市自閉症 協会 |
| 33 | かぞく 家族 ぜんこくしんぞうびよ ども もも かいよこはまし 全国心臓病の子どもを守る会横浜支部 |
| 34 | かぞく 家族 よこはましせいしんしよがいしやくしきよukai 横浜市精神障害者 家族連合会 |
| 35 | かぞく 家族 かぶかぶ カブカブ ししよがいしやくしきよukai +支援者 (市障 害者地域作業所連絡会) |
| 36 | しえんしやくしきよukai 支援者 よこはまししよがいしやくしきよukai 横浜市障害者 地域作業所連絡会 |
| 37 | しえんしやくしきよukai 支援者 しゆうらう けいぞくびーがた とろわらんど 就労 継続B型 トロワランド ししよがいしやくしきよukai +支援者 (市障 害者地域作業所連絡会) |
| 38 | しえんしやくしきよukai 支援者 ちてきしよがい かんれんしせつきよukai 知的障害 関連施設協議会 |
| 39 | しえんしやくしきよukai 支援者 よこはまし せいしん しよがいしやくしきよukai 横浜市精神 障害者 地域生活支援連合会 |
| 40 | しえんしやくしきよukai 支援者 せいしんしよがいしやくしきよukai 精神障害者 支援センター |
| 41 | しえんしやくしきよukai 支援者 はつたつしよがい しやくしきよukai 発達障害 者支援センター |
| 42 | しえんしやくしきよukai 支援者 しゆうらう しえんせんたー 就労 支援センター |
| 43 | しえんしやくしきよukai 支援者 きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター |
| 44 | しえんしやくしきよukai 支援者 にじそうだんしえんきかんれんらくかい 二次相談支援機関連絡会 |
| 45 | しえんしやくしきよukai 支援者 かぞく +家族 よこはまし ぐるーぶほーむ れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 |
| 46 | すべて みなみふくしほーむむつみ 南福祉ホームむつみ |
| 47 | すべて かつどうほーむ 活動ホームあさひ |
| 48 | すべて ふれあいの家 いえ |

だい きしょうがいしゃ ぶらん さくてい かか どうじしゃ わー きんぐ ぐるー ぶさんかしゃがいよう
 第4期障害者プラン策定に係る当事者ワーキンググループ参加者概要

| | | けい 計 | しんたい 身体 | ちてき 知的 | せいしん 精神 |
|---------|------------------|---------|------------|-----------|------------|
| 10歳未満* | けい 計 | 8人 | 1人 | 6人 | 1人 |
| | だんたいすいせん 団体推薦 | 5人 | | 5人 | |
| | こうぼ 公募 | 3人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 10代 | けい 計 | 4人 | 3人 | 1人 | |
| | だんたいすいせん 団体推薦 | 1人 | | 1人 | |
| | こうぼ 公募 | 3人 | 3人 | | |
| 20～30代 | けい 計 | 11人 | 5人 | 5人 | 1人 |
| | だんたいすいせん 団体推薦 | 2人 | | 2人 | |
| | こうぼ 公募 | 9人 | 5人 | 3人 | 1人 |
| 40～50代 | けい 計 | 12人 | 6人 | | 6人 |
| | だんたいすいせん 団体推薦 | 5人 | 5人 | | |
| | こうぼ 公募 | 7人 | 1人 | | 6人 |
| 60代以上 | けい 計 | 12人 | 11人 | 1人 | |
| | だんたいすいせん 団体推薦 | 12人 | 11人 | 1人 | |
| | こうぼ 公募 | | | | |
| けい 計 | けい 計 | 47人 | 26人 | 13人 | 8人 |
| | だんたいすいせん 団体推薦 | 25人 | 16人 | 9人 | |
| | こうぼ 公募 | 22人 | 10人 | 4人 | 8人 |

※「10歳未満」は10歳未満の障害児の保護者を対象としました。



横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和元年度実施状況報告



平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和元年度の取組の実施状況を報告します。(第15条)

I 横浜市の体制(第4条関係)

各区子ども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

1 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P.2~3)

- ・児童相談所に児童福祉司21人、弁護士1人を増員(令和2年度:児童福祉司44人増員)
- ・区子ども家庭支援課に児童虐待対応等の機能強化のために係長3人を増員(令和2年度:係長2人増員)

2 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P.3~4)

- ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・専門的な職員育成のための職員研修の実施
- ・児童精神科医によるコンサルテーションの実施
- ・児童福祉法等改正をふまえた法定研修の実施
- ・区虐待対応調整チームへのスーパーバイザー派遣

II 市の責務(第4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化など、必要な施策を実施しました。

1 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.4~7)

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
- ・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施
- ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施(22→23か所)
- ・横浜子育てパートナー(地域子育て支援拠点における利用者支援事業)の実施(21→23か所)
- ・親子のつどいの広場事業の実施(63→66か所)
- ・認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業の実施
- ・私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施(30→31か所)
- ・乳幼児一時預かり事業の実施(22→23か所)
- ・保育所等での一時保育事業の実施
- ・横浜子育てサポートシステム事業の実施

2 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.7~10)

- ・産後母子ケア事業の実施
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施
- ・子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターを配置(6→11区)
- ・「にんしんSOSヨコハマ」の運営
- ・ファミリーサポートクラスの実施
- ・産婦健康診査事業の実施
- ・母子生活支援施設を活用した、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための妊娠期支援事業の実施
- ・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化

II 市の責務(第4条関係)つづき

3 関係機関等が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.10~12)

- ・関係機関向け研修の実施【区・局・児童相談所】
- ・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の活動
- ・各区と医療機関の連絡会の開催

4 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.13)

- ・代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」の開催
- ・実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

5 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.14)

- ・精神科医や臨床心理士による面接相談等の実施【区】
- ・産後うつ対策に向けた医療機関等の関係機関連携を図る検討会の実施
- ・おやこの心の相談事業をモデル区3区で実施

6 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第7項関係)(P.14~16)

ア 親になるための準備

- ・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証

- ・重篤事例等検証委員会を開催し、30年度に発生した虐待による重篤事例3件の検証を実施

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

- ・養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修、交流会等の実施【区】

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- ・児童相談所職員等に対する面接技術や診察等に関する知識・技術の向上のための研修の実施
- ・児童相談所が在宅で支援をしている子どもを対象に夏季キャンプや調理実習などのレクリエーションの実施

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

- ・児童支援専任教諭を全小学校へ配置
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置
- ・教職員に対する児童虐待対策研修の実施
- ・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

III 市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。

1 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等(第7条第1項、第3項、第5項関係)(P.17~20)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組
- ・教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動

2 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係)(P.20)

- ・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数10,998件)
 - 警察等 4,284件、児童相談所 1,064件、家族・親戚 1,062件、福祉保健センター 987件、学校 861件、近隣・知人 822件、その他関係機関等 1,918件

Ⅳ 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区子ども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

1 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.21～22)

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数
(対応件数:10,998件(区役所:3,947件、児童相談所:7,051件))

2 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.22)

- ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付(受付件数:3,218件)

3 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.22)

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちばやく)」からの本市への接続(515件)

Ⅴ 情報の共有等(第9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

1 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.23～24)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(1,529件)
- ・要保護児童等進行管理会議の開催
- ・市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有
- ・進行管理台帳への登録(元年度末4,729人)
- ・個別ケース検討会議の開催(1,785回開催)

2 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.24)

- ・他都市への送付(582件)
- ・他都市からの受理(451件)
- ・市内移管(481件)

Ⅵ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

1 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.24)

- ・保育所等での被虐待児の見守りの実施
- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援(12→15か所)

2 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項関係)(P.24)

- ・横浜市子育てSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力(再掲)

3 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請(第10条第3項、第4項関係)(P.25)

- ・児童福祉法に基づく一時保護の実施(2,007件、うち児童虐待 1,176件)
- ・立入調査(1件)、出頭要求(2件)
- ・警察への援助要請(8件)
- ・児童相談所における弁護士相談

Ⅶ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)つづき

4 措置、一時保護等の解除時の再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係)(P.26～27)

- ・施設等退所後児童アフターケア事業の実施
- ・資格等取得支援事業の実施
- ・里親・ファミリーホームへの委託、未委託里親へのスキルアップ研修の実施

Ⅷ 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

1 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.27)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための家族再統合事業の実施
- ・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施【区】

2 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.28)

- ・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問事業の実施(家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣)
- ・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

Ⅷ 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

1 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第12条第1項関係)(P.29)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)
- ・母親教室・両親教室を全区で実施

2 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.29)

- ・夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施【区】

3 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第12条第3項関係)(P.30)

- ・各種リーフレットを産婦人科医療機関等に配布し、市民に周知
(「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」など)

Ⅸ 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。

1 児童虐待防止の取組と理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定める。(第13条第1項関係)(P.30～32)

- ・リーフレット「STOP! 子ども虐待～地域みんなで子どもを守ろう!～」の配布、オレンジリボンたすきリレーへの参加・啓発等
- ・包括連携協定の取組の一環として、オレンジリボンキャンペーン等を企業と連携して実施
- ・区民向けのイベントや区民まつり等での啓発、講演会等の実施【区】





令和元年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和2年9月

横浜市

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 1 横浜市の体制（第4条関係） | 2 |
| （1）通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項） | 2 |
| （2）区と児童相談所の連携強化（第4条第4項） | 3 |
| （3）専門的な職員の育成（第4条第4項） | 3 |
| 2 市の責務（第4条関係） | 4 |
| （1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項） | 4 |
| （2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項） | 7 |
| （3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項） | 10 |
| （4）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項） | 13 |
| （5）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項） | 14 |
| （6）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める（第4条第7項） | 14 |
| 3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係） | 17 |
| （1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第2項、第5項） | 17 |
| （2）虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項） | 20 |
| 4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係） | 21 |
| （1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項） | 21 |
| （2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項） | 22 |
| （3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項） | 22 |
| 5 情報の共有等（第9条関係） | 23 |
| （1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項関係） | 23 |
| （2）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項） | 24 |
| 6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係） | 24 |
| （1）関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項） | 24 |

| | |
|---|-----------|
| (2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援 についての市への協力（第 10 条第 2 項） | 24 |
| (3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項） | 25 |
| (4) 警察への援助要請（第 10 条第 4 項） | 25 |
| (5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項） | 26 |
| 7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係） | 27 |
| (1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項） | 27 |
| (2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項） | 28 |
| 8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係） | 29 |
| (1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受ける よう努める（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身 体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第 12 条第 2 項） | 29 |
| (2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る（第 12 条第 3 項） | 30 |
| 9 子供虐待防止の啓発（第 13 条関係） | 30 |
| (1) こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条） | 30 |
| (2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条） | 32 |
| 資料..... | 33 |

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成23年、24年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針（以下、「連携強化指針」という。）」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。

これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことにより、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、局こども家庭課は、平成26年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、親権者等による体罰の禁止や児童の意見表明権の保障等、児童の権利擁護が一層強化されました。また、市町村及び児童相談所の体制強化や、関係機関間の連携強化等が示されました。本市では、この改正を踏まえ、引き続き児童虐待の8つの対策を推進し、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組みました。

以下、本報告書では、令和元年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

平成31年4月現在の職員数は職員317人です。

【参考】その他職員 計120人（再任用3人 嘱託117人）

令和元年度には児童福祉司を21人、弁護士1人を増員し、初期対応後の継続的な支援、社会的養護に関する支援の充実、法的対応力の強化を図りました。

平成31年4月12日現在

| 所名 | 中央児童相談所 | 西部児童相談所 | 南部児童相談所 | 北部児童相談所 |
|-----------------|---|--|--|--|
| 設置年月日 | 昭和31年11月1日 | 平成19年6月25日 | 昭和49年10月1日 | 平成7年4月24日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建 | 鉄筋コンクリート造地上2階建 | 鉄筋一部鉄骨コンクリート造 地上6階地下1階建 |
| 敷地面積 | 1,967.97㎡ | 1,356.14㎡ | 1,640.20㎡ | 18,896.63㎡ |
| 建物延べ面積 〔保護所〕 | 4,476.47㎡（内児相分3,928.72㎡） ※保護所含む | 3,129.76㎡（内児相分2,697.27㎡） ※保護所含む | 961.65㎡ 〔1501.74㎡〕 | 30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 〔997.48㎡〕 |
| 組織図 | <ul style="list-style-type: none"> 所長 副所長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 事務 4 <ul style="list-style-type: none"> 事務(1) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 4 保育士15 保育士(8) 保健師 1 心理療法士(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) 自立支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 3 保健師 1 心理療法士(1) 学習指導員(2) 虐待対応・地域連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 事務 1 担当係長 社会福祉 2 保健師 1 連携対応専門員(1) アウトリチ相談員(9) 虐待対応専門員(9) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 5 相談調査員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 9 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 28 保健師 1 里親対応専門員(1) 養育支援家庭訪問員(2) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 8 心理判定員(1) 看護師 1 精神科医師(3) 小児科医師(4) 法務担当課長 医務担当課長(担当部長) | <ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 3 (再任用職員1含む) 相談調査員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 6 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 5 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(3) 小児科医師(2) 医務担当係長(担当課長) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 3 (再任用職員1含む) 保育士11 保育士(5) 調理員 1 調理員(3) 看護師(2) 心理療法士(1) 学習指導員(4) | <ul style="list-style-type: none"> 所長 一時保護所担当課長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 4 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 2 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 5 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 16 看護師 1 養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 5 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(5) 小児科医師(1) 医務担当係長(担当課長) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士15 保育士(8) 保健師2 看護師1 心理療法士(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) | <ul style="list-style-type: none"> 所長 一時保護所担当課長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 4 相談調査員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 6 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 18 保健師 1 社会福祉 1 (再任用職員1含む) 養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 5 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(3) 小児科医師(5) 医務担当係長(担当課長) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士12 保育士(11) 保健師2 心理療法士(1) 学習指導員(4) 運転者(1) |
| 正規職員 | 114人 | 60人 | 72人 | 71人 |
| 再任用職員 | 0人 | 2人 | 0人 | 1人 |
| 嘱託職員 | 47人 | 24人 | 22人 | 24人 |
| 計 | 161人(ほか委嘱医師等7人) | 86人(ほか委嘱医師等5人) | 94人(ほか委嘱医師等6人) | 96人(ほか委嘱医師等8人) |

・()内は嘱託職員 ()内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 437人 [正規職員 317人 再任用職員 3人 嘱託職員 117人] (ほか委嘱医師 計26人)

イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成26年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1人、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

令和元年度に区の児童虐待対応等の機能強化のため、係長3人を増員しました。

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第4項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 実地研修実績

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------------|------|------|------|------|-----|
| 区こども家庭支援課職員（人） | 26 | 25 | 25 | 19 | 23 |
| 区こども家庭支援課責任職（人） | 17 | 14 | 9 | 11 | 9 |
| 児童相談所職員（人） | 17 | 22 | 18 | 18 | 22 |
| 児童相談所責任職（人） | 7 | 4 | 4 | 1 | 3 |

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

| | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 元年度 | |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実施回数 (回) | 参加人数 (人) | 実施回数 (回) | 参加人数 (人) | 実施回数 (回) | 参加人数 (人) | 実施回数 (回) | 参加人数 (人) | 実施回数 (回) | 参加人数 (人) |
| 児童相談所 職員研修 | 150 | 2,226 | 171 | 2,572 | 188 | 3,030 | 175 | 3,111 | 231 | 4,086 |
| 区職員研修 (局主催) | 14 | 714 | 13 | 391 | 8 | 366 | 7 | 421 | 9 | 525 |
| 区職員研修 (区主催) | 163 | 4,013 | 127 | 2,844 | 93 | 2,718 | 94 | 2,369 | 65 | 1,431 |

イ 法定研修

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法第13条第3項第5号、同条第8項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則第6条第11号及び第12号に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられました。

表 法定研修実施状況

| | | 29年度 修了者数 | 30年度 修了者数 | 元年度 修了者数 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 児童福祉司任用前講習会 | 児童相談所（人） | 31 | 52 | 51 |
| | 区こども家庭支援課（人） | 18 | 9 | 0 |
| 児童福祉司任用後研修（人） | | 13 | 82 | 43 |
| 児童福祉司スーパーバイザー研修（人） | | 6 | 6 | 5 |
| 調整担当者研修（人） | | - | 19 | 24 |

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区こども家庭支援課の職員が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を行っています。

【派遣回数 令和元年度 12回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、実効性のある助言や指導を行う事業を行っています。

【派遣回数 令和元年度 36回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんには赤ちゃん訪問の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問件数（件） | 28,152 | 27,723 | 26,348 | 26,198 | 22,691 |

表 訪問員に対する研修の実施状況

| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|---------|------|------|------|------|-----|
| 訪問員委嘱人数（人） | | 897 | 915 | 928 | 926 | 917 |
| 新任者 研修 | 実施回数（回） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 参加者数（人） | 109 | 97 | 143 | 99 | 70 |
| 現任者 研修 | 実施回数（回） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 参加者数（人） | 699 | 749 | 756 | 681 | 746 |
| 合計 | 実施回数（回） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 参加者数（人） | 808 | 846 | 899 | 780 | 816 |

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 育児支援 家庭訪問員 | 訪問世帯数（世帯） | 594 | 525 | 526 | 461 | 412 |
| | 訪問回数（回） | 3,782 | 3,880 | 4,462 | 3,775 | 3,582 |
| 育児支援 ヘルパー | 訪問世帯数（世帯） | 64 | 58 | 64 | 76 | 61 |
| | 訪問回数（回） | 1,490 | 1,423 | 1,615 | 2,209 | 1,829 |

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ショートステイ（件） | 721 | 400 | 493 | 715 | 830 |
| トワイライトステイ（件） | 2,570 | 2,425 | 2,352 | 2,667 | 2,512 |
| 休日預かり（件） | 1,392 | 1,648 | 2,204 | 2,306 | 2,610 |

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、令和元年度までに5か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数） | 19 (18) | 20 (18) | 21 (20) | 22 (21) | 23 (23) |
| 延べ利用者数（人） | 494,598 | 508,219 | 507,101 | 522,651 | 467,858 |
| 延べ相談件数（人） | 52,099 | 53,707 | 58,846 | 61,589 | 59,090 |

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 実施施設数（か所） | 54 | 57 | 61 | 63 | 66 |
| 延べ利用者数（組） | 106,101 | 110,836 | 107,218 | 110,857 | 96,538 |

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施園数（か所） | 36 | 36 | 37 | 38 | 37 |
| 延べ利用者数※（人） | 59,538 | 66,570 | 64,410 | 58,712 | 46,937 |

※ 子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施園数（か所） | 23 | 23 | 28 | 30 | 31 |
| 延べ利用者数（組） | 37,753 | 39,219 | 41,160 | 42,926 | 38,432 |

ク 乳幼児一時預かり事業

子育てに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない子どもの一時預かり事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施施設数（か所） | 19 | 22 | 22 | 22 | 23 |
| 延べ利用者数（人） | 82,914 | 87,304 | 85,150 | 88,124 | 85,716 |

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 民間保育所等 | 実施施設数（か所） | 351 | 388 | 415 | 418 | 423 |
| | 利用者数（人） | 143,385 | 137,790 | 133,642 | 124,271 | 109,886 |
| 市立保育所 | 実施施設数（か所） | 46 | 46 | 46 | 44 | 43 |
| | 利用者数（人） | 14,205 | 15,172 | 14,777 | 11,528 | 8,391 |
| 横浜保育室 | 実施施設数（か所） | 99 | 84 | 52 | 50 | 39 |
| | 利用者数（日分） | 9,722 | 7,731 | 5,331 | 3,828 | 2,877 |

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 機能強化支部（拠点）事務局（か所） | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 区支部（区社協）事務局（か所） | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 会員数（人） | 11,211 | 12,211 | 13,138 | 14,187 | 14,935 |
| 活動援助実績（件） | 53,791 | 55,767 | 57,935 | 59,401 | 60,908 |

（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------------|----------|------|------|-------|-------|-------|
| ショート ステイ | 利用実人数(人) | 96 | 145 | 199 | 249 | 268 |
| | 利用延日数(日) | 512 | 797 | 1,037 | 1,322 | 1,428 |
| デイケア | 利用実人数(人) | 46 | 69 | 94 | 153 | 188 |
| | 利用延日数(日) | 178 | 284 | 326 | 599 | 720 |
| 訪問型 | 利用実人数(人) | | | 85* | 663 | 843 |
| | 利用延件数(件) | | | 130* | 1,295 | 1,592 |

* 平成30年1月～3月までの実績

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊娠の届出者数(人) | 33,118 | 32,171 | 30,950 | 29,488 | 27,828 |
| 個別面談実施率(%) | 92.3 | 93.6 | 95.5 | 96.2 | 96.8 |

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況(各年度3月末現在)

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------------|------|------|------|------|-----|
| 特定妊婦登録人数(人) | 149 | 155 | 178 | 156 | 125 |

ウ 母子保健コーディネーターの配置

子育て世代包括支援センターの機能として、11区の区こども家庭支援課に母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

(相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題 等)

表 相談実績数

| 年度 | 27年度* | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|----------|-------|------|------|------|-----|
| 相談実績数(件) | 69 | 349 | 341 | 414 | 509 |

* 事業を開始した平成28年1月21日から平成28年3月31日までの期間の相談実績

オ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|------|------|------|------|-----|
| 実施回数(回) | 256 | 253 | 247 | 247 | 202 |
| 参加者実人数(人) | 314 | 313 | 298 | 289 | 262 |
| 参加者延べ人数(人) | 883 | 981 | 950 | 940 | 820 |

カ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

| 年度 | 29年度* | 30年度 | 元年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 2週間健診(件) | 9,586 | 14,409 | 15,103 |
| 1か月健診(件) | 14,982 | 21,949 | 22,019 |
| 合計 | 24,568 | 36,358 | 37,122 |

* 平成29年6月から開始

キ 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的(産前8週、産後8週間)な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者(助産師)が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しました。

表 実施状況

| 年度 | 28年度* | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------------|-------|------|------|-----|
| 入所人数(人) | 4 | 8 | 11 | 6 |
| 訪問指導者派遣回数(回) | 45 | 30 | 70 | 62 |

* 平成28年度から実施

ク 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、令和元年度3,042件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は診療情報提供書を再掲）

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 件数 (件) | 1,783 (322) | 1,922 (504) | 2,363 (900) | 2,859 (950) | 3,042 (957) |

ケ 厚生労働省からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、平成30年度から、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こども家庭課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

（ア）児童相談所が実施した研修（令和元年度）

| 実施回数 (回) | 参加人数 (人) | 機関別内訳（参加人数）（人） | | | |
|-------------|-------------|----------------|-----|---------|-------|
| | | 民生・児童委員 | 学校 | 保育園・幼稚園 | その他 |
| 98 | 3,092 | 110 | 716 | 168 | 2,098 |

（イ）区こども家庭支援課が実施した研修（令和元年度）

| 実施回数 (回) | 参加人数 (人) | 機関別内訳（参加人数）（人） | | | |
|-------------|-------------|----------------|-----|---------|-------|
| | | 民生・児童委員 | 学校 | 保育園・幼稚園 | その他 |
| 167 | 5,208 | 1,570 | 539 | 1,572 | 1,527 |

(ウ) 局こども家庭課が実施した研修（保育・教育人材課と共催）（令和元年度）

| テーマ | 講師 | 参加人数 (人) | 機関別内訳（人） | | |
|---------------|---------------------------------|-------------|----------|-----|-------|
| | | | 教育関係 | 保育所 | 区・児相等 |
| トラウマインフォームドケア | 兵庫県こころのケアセンター 副センター長 亀岡 智美 氏 | 279人 | 21人 | 80人 | 178人 |

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年2回の定期会議を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換会を開催し、児童虐待の早期発見・支援について、行政との連携等を検討しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

| 日時 | 種別 | 概要 | 参加人数 |
|------------|-------|--|------|
| R元. 7. 11 | 標準化部会 | 【事例提供機関】 ① 昭和大学藤が丘病院 ② 昭和大学北部病院 | 52人 |
| R元. 10. 17 | 研修会 | 研修テーマ：「母親のこころも診る？」 ～メンタルヘルス不調の母親への支援について～ | 128人 |
| R元. 11. 21 | 標準化部会 | 【事例提供機関】 ① 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 ② 横浜市立市民病院 | 58人 |
| | 情報交換会 | テーマ：コメディカルの立場から考えるCPT 開催、行政機関（区役所・児童相談所）への 児童虐待通告・情報提供 | 22人 |

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和元年度）

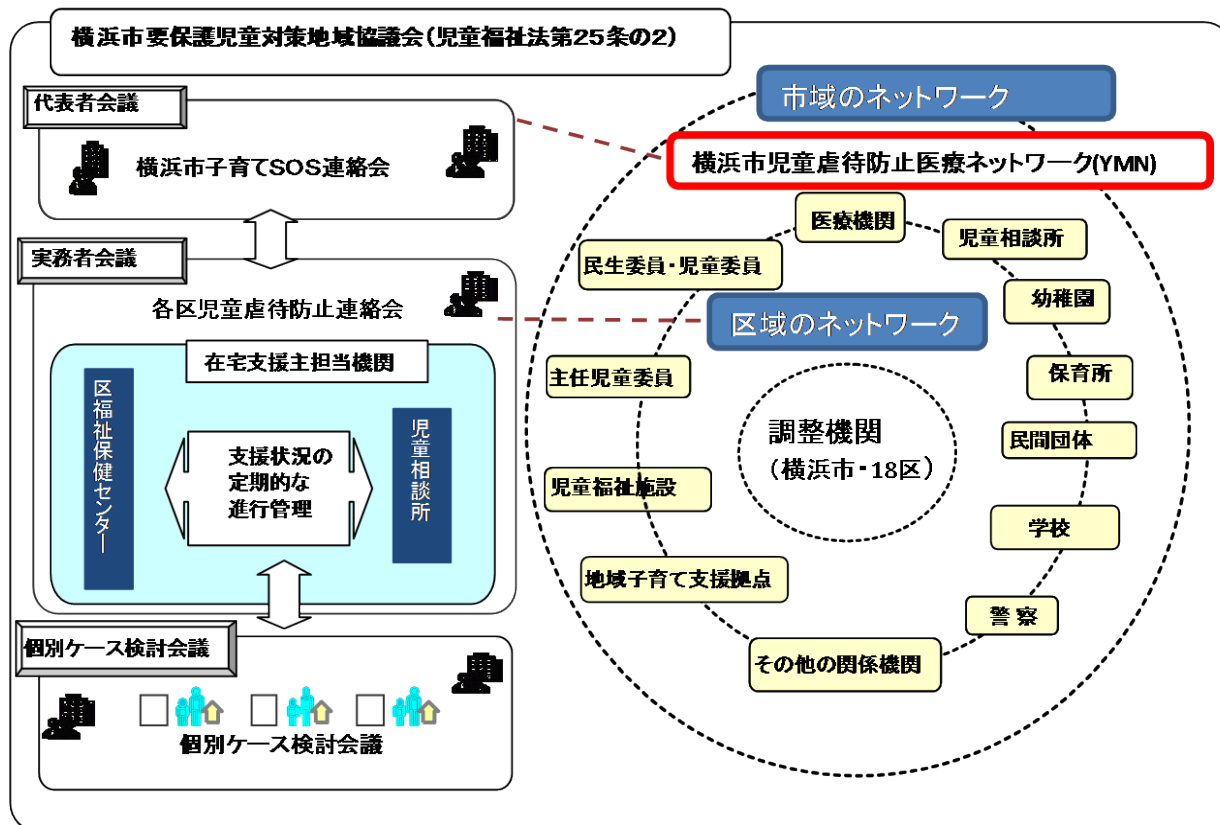
| 開催日 | 対象病院 | 主催 | 参加行政機関 |
|----------|--|-----|-----------------|
| H31.4.1 | 横浜市立大学附属 市民総合医療センター | 病院 | 南区 |
| R元.5.13 | | | 中区、磯子区 |
| R元.6.3 | | | 南区 |
| R元.7.1 | | | 中区、磯子区 |
| R元.8.5 | | | 南区 |
| R元.9.2 | | | 磯子区 |
| R元.10.7 | | | 南区 |
| R元.11.11 | | | 中区、磯子区 |
| R元.12.2 | | | 南区 |
| R2.1.6 | | | 中区、磯子区 |
| R2.2.3 | | | 南区 |
| R元.5.28 | 済生会横浜市南部病院 | 病院 | 港南区 |
| R元.11.26 | | | |
| R元.6.6 | 浅川産婦人科 | 鶴見区 | 鶴見区 |
| R元.6.21 | 横浜市北部地域療育センター | 共催 | 緑区 |
| R元.7.5 | 堀病院 | 瀬谷区 | 瀬谷区、泉区、旭区、保土ヶ谷区 |
| R2.2.1 | | | 瀬谷区 |
| R元.7.5 | 済生会横浜市東部病院 | 病院 | 鶴見区 |
| R2.2.7 | | | |
| R元.8.29 | 横浜労災病院 | 共催 | 港北区 |
| R元.9.13 | 神奈川県立こども医療センター | 共催 | 港北区 |
| R2.3.6 | | 病院 | 西区 |
| R元.9.30 | 康心会汐見台病院 | 磯子区 | 磯子区 |
| R元.11.1 | 横浜市立市民病院 横浜南共済病院 山本助産院 | 金沢区 | 金沢区 |
| R元.11.18 | 産婦人科Sola | 都筑区 | 都筑区 |
| R元.11.22 | 産婦人科フォレストヴェルデ | | |
| R元.11.23 | 産婦人科仲町台レディースクリニック | | |
| R元.11.26 | 昭和大学横浜市北部病院 | | |
| R元.11.27 | 横浜市立みなと赤十字病院 | 中区 | 中区 |
| R2.1.21 | | 病院 | 磯子区 |
| R2.2.4 | | | 南区 |
| R2.2.25 | | | 中区 |
| R2.3.17 | | | 磯子区 |
| R元.12.3 | あおのウィメンズクリニック 国立病院機構横浜医療センター 聖マリアクリニック 戸塚共立レディースクリニック メディカルパーク湘南 | 戸塚区 | 戸塚区 |
| R元.12.10 | 横浜市総合リハビリテーションセンター | 共催 | 港北区 |
| R2.3.25 | | | |

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】開催状況 第1回：令和元年6月20日、第2回：令和元年12月19日

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など517回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組例

| | |
|------|-----------------|
| 鶴見区 | 専門家相談 |
| 神奈川区 | DV・虐待心理相談事業 |
| 南区 | 児童虐待等相談支援事業 |
| 旭区 | 心理士の面接相談 |
| 港北区 | 子育てママの心の相談 |
| 緑区 | ママのハートバランス事業 |
| 都筑区 | コアラの相談 |
| 戸塚区 | 個別ヒーリング |
| 栄区 | 妊婦・養育者メンタルヘルス相談 |
| 泉区 | 養育者面接 |
| 瀬谷区 | 母親のためのカウンセリング |

イ 産後うつ対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る検討会を開催しました。

ウ おやこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談事業」をモデル区3区で実施しました。

(6) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)

ア 親になるための準備

○区の取組

小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和元年度の実施状況

| 内容 | 実施区 | 参加人数(人) |
|---------------------|-----|---------|
| 小・中学生を対象にした思春期健康教育等 | 14区 | 6,101 |

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和元年度は、平成30年度に発生した児童虐待による重篤事例3件について検証を行いました。令和元年9月～令和2年2月に4回の検証委員会を開催し、令和2年度も継続して検証中です。検証結果については、令和2年10月に児童福祉審議会から報告書が提出される予定です。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和元年度の実施状況

| 内容 | 実施区 | 参加人数（人） |
|---------------------------|-----|---------|
| 親支援プログラムを活用した養育者支援事業等 | 4区 | 200 |
| 養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等 | 10区 | 940 |

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察[※]等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

[※] 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア（児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減）に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------------------------|------|------|------|------|-----|
| 児童相談所職員 [※] （人） | 14 | 15 | 12 | 12 | 16 |

[※] 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

表 系統的全身診察トレーニング研修

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------------|------|------|------|------|-----|
| 受講者数（医師）（人） | 8 | 5 | 9 | 9 | 9 |

(イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

表 健全育成事業 各所実績（令和元年度）

| | 参加人数（人） | 内容・行先等 |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 中央児童相談所 | 95 | 動物園や水族館、公園等への外出、夏季宿泊キャンプの実施、調理実習の実施など |
| 西部児童相談所 | 47 | |
| 南部児童相談所 | 48 | |
| 北部児童相談所 | 36 | |
| 合計 | 226 | |

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭（全小学校341校に配置）
- ・スクールソーシャルワーカー（4方面学校教育事務所に学校からの要請により支援する18人の区担当と、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する12人の巡回型担当、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計34人を配置。人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当2人と、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人、スーパーバイザーとしての担当係長1人を配置。）
- ・スクールカウンセラー（小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和元年度の実績

| 内容 | 実施日 | 対象 |
|--|---------|-----------------------------|
| 新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～ | R元.5.22 | 新任児童支援・生徒指導専任教諭 (111人参加) |

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後3事業に従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、放課後児童育成課の巡回相談員8名が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和元年度の実績

| 内容（講師） | 実施日 | 参加人数 |
|---------------------------------------|----------|------|
| こどもの人権 (講師：横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課) | R元.9.26 | 57人 |
| 児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課) | R元.10.23 | 166人 |

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和元年度）

| | |
|---------------|---|
| 横浜市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市医師会報に「子どもの虐待について」の記事を掲載。 ○ 小児科医会、各区の医師会及び行政で密に連絡を取っている。 |
| 横浜市産婦人科医 会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産婦人科医会と精神科医会とが連携して勉強会を企画し、産後うつにかかわる諸問題につき両診療科の垣根を越えた付き合いを継続している。 |
| 横浜市精神科医会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産婦人科との連携を深める取組を進めている。 |
| 横浜市歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 8月22日（木）横浜市立戸塚小学校にて「夏季養護教諭・児童支援専任合同研修会」にて「歯科からみる虐待」の講演実施。（対象：養護教諭・児童支援専任） ○ 10月31日（木）戸塚区役所にて行われた子育てサポート連絡会拡大研修会にて「口からみえる子どもの健康と虐待～子どもの歯に注目してみよう～」と題して講演実施。（対象；保育園・幼稚園・小学校教師・養護教諭・子育てサポート連絡会委員） ○ 11月7日（木）横浜市歯科医師会にて地域保健地区担当者会議にてSOS連絡協議会の報告、今後の虐待に対する歯科医師の役割などを18区担当理事に説明。 ○ 児童虐待防止について各区歯科医師会担当者と情報共有 |
| 神奈川県弁護士会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県下の児童相談所への専門的な弁護士の推薦 ○ 児童相談所において弁護士に「常時相談できる体制」を設置するための相談・検討 ○ 子どもの電話相談窓口の設置、相談業務 ○ 子どもの無戸籍状態を解消するための電話相談窓口の設置、協議会への参加 ○ 三機関共同面接の運用についての協議会への参加 ○ 各種研修、勉強会の開催、参加 |
| 神奈川県警察本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡会及び臨検・搜索訓練 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年から県内児童相談所と警察本部及び警察署で、相互の役割と立場について認識を深め、担当者同士の関係構築と連携強化を目的として連絡会を実施。令和元年度も横浜市のすべての児童相談所と実施。 平成25年から、児童相談所と合同研修として、児童相談所の権限で家庭裁判所が発付する令状により、児童の安全確認等を行うために、強制的に家屋内に入り、児童を搜索する臨検搜索訓練を実施。実際に、警察学校内にある一軒家を利用したロールプレイングにより行い、臨場感のある実施訓練となっている。令和元年度は11月6日に実施。 ○ 連携に関する協定の運用 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市と平成29年2月に「児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定」を締結して、必要な情報の共有を図っている。 東京都目黒区の虐待事件を受けて、関係閣僚会議において、児童相談所と警察の連携の強化が求められたことを受け、この趣旨に沿った対応を図るため、協定の運用要領を改定して対応をすることとした。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>横浜地方法務局人権擁護課 横浜市人権擁護委員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待に関する 人権相談体制 「子どもの人権110番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 法務局職員及び人権擁護委員が対応 ○ 「子どもの人権110番」強化週間の実施 8月29日から9月4日の相談時間延長 （平日19時まで、土曜日・日曜日10時から17時まで開設） ○ 子ども人権SOSミニレターの配布 県内全ての小中学生に対し、学校を通じて6月から7月にかけて配布 ○ インターネット人権相談 法務省HPに専用フォームを設け、人権相談を受け付けている ○ 上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施 |
| <p>横浜市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 主任児童委員全員を対象とした研修を実施（R1.9.6） ○ オレンジリボンたすきリレーのゴールエリアにてブースを出展。子どもたちと一緒に工作、綿菓子の配付（R1.10.27） ○ 要保護児童対策連絡会に出席し、意見・情報交換（R1.6.24） ○ 区児童虐待防止に関わる支援者向け講演会への参加（R1.9.30） ○ 毎月、区児童支援・主任指導専任教諭協議会及び各小中学校にて見守り家庭の情報共有をし、連携を図る |
| <p>横浜市社協児童福祉部会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所による虐待対応件数が増加し続けているなか、保護された子どもたちの社会的養護の多様な場の確保と、職員の人材育成を課題認識している。 ○ 社会的養護を受けている子どもたちの継続的な支援とアフターケア |
| <p>横浜市幼稚園協会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市こども青少年局と協力体制を取り、情報提供を受け会員園254園に会議やメール配信により周知。 ○ カウンセリング研修講座（年4回）や各区で行う研修会で、臨床心理士の先生に講師として虐待に限らず、保護者とかかわる方法や虐待の気づき方などのアドバイスを頂いている。 ○ 年間を通じて“子育て電話相談”を行い、週に2度、臨床心理士が在園保護者だけでなく一般からの相談を受け付けている。 ○ 区役所で行う虐待に関する研修に支部（区）の代表者が参加して、園長会での情報提供をする形をとっている支部（区）もある。なお、児童相談所や区の保健センターと連携が取れている園が多いと考える。 ○ 虐待等の報道があった場合、内容によって会長からのコメントを会議等を通して各園に周知している。 ○ ある区では、保護者と子どもを中心に、こども家庭支援課と相談しながら、面会を園で行ったり、園とこども家庭支援課で情報交換をして面会を待ってもらって様子を見たりの対応を行っている。 |
| <p>横浜私立保育園園長会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園園長会では、「保育園が児童虐待予防、早期発見の最前施設」との意識を持ち、毎日園児と家庭に寄り添っている。毎朝の園児の身体確認や保護者の言葉の変化、お休みの変化などで気になったことがあったら、区役所と児童相談所に連絡をしている。 |

| | |
|--|---|
| <p>横浜市立小学校長 会 横浜市立中学校長 会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童、要支援児童に関わる区役所・児童相談所との定期的な情報提供の徹底。 ○ 各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会において、区役所、児童相談所担当者との情報共有、研修会の実施。 ○ 校長会で虐待防止に関わる情報共有、研修会の実施。 ○ 各区児童虐待 DV 防止連絡会養育支援連携会議等での情報共有、支援体制の確認。 ○ 校長会と児童相談所 4 所長との協議会で情報交換及び初対応の検証による連携推進。 ○ 虐待に関する学校の通告義務について、教職員、保護者、地域へ周知。 ○ 横浜市子供を虐待から守る条例 7 条に則った事案対応。 ○ 年度当初 校内生徒指導体制の確認 虐待とは、その影響は、学校・教職員の役割等 ○ 虐待への組織的対応体制整備 校長・副校長・生徒指導専任教諭・養護教諭 他 ○ 専門職の活用 SC SSW ○ 教育委員会事務局への報告・相談 方面別学校教育事務所との連携、弁護士相談 ○ 区役所・児童相談所との定期的な情報共有 要保護児童及び要支援児童等の情報共有に関する事務取扱要領 |
| <p>横浜市教育委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所との人事交流を継続し、教育と福祉の相互理解に努めている。 ○ 全専任教諭が参加する夏期研修で虐待ケースの事例検討を行い、対応力の向上を目指している。 ○ 就学時健康診断の実施要領を改正し、あわせて虐待対応の手引き及びチェックリストを作成。全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めている。 ○ 就学時健康診断や入学説明会を欠席する児童のフォローの流れを改訂し、あわせて専用の児童虐待防止連絡票を作成。現認できない児童の把握に努めている。 ○ 一人のスクールソーシャルワーカー（SSW）が 3 つの中学校ブロックを定期的に訪問する巡回型 SSW 活用事業をモデル実施し、虐待の早期発見・早期対応に努めている。（平成30年度：6 中学校ブロック ⇒ 令和元年度：37 中学校ブロック） ○ 就学時健康診断における SSW の学校支援を試行。（対象：92校） ○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしん SOS よこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。 ○ 区・児相・学校間の要保護児童等のスムーズな情報連携のあり方と SSW を活用した情報共有について、こども青少年局と検討している。 |

| | |
|--------|---|
| 市民局人権課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権よこはまキャンペーン（7月）や区民まつりの人権啓発ブース（6～11月）、人権啓発講演会（11月）、人権週間の市民広間展示（12月）等の各種啓発事業において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、市民に向けて、子どもの人権を尊重していくよう発信。 ○ 広報よこはま12月号において、虐待防止をテーマとする記事を掲載。（12月） |
|--------|---|

イ 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動（令和元年度）

| 実施日 | 実施場所 | 事業内容 |
|--------------------------|------|-------------------------------|
| R元. 11. 1 ～R元. 11. 15 | 南図書館 | 南図書館での児童虐待防止啓発パネルの展示、啓発グッズの配付 |

（2）虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（令和元年度）

市全体では警察等からの割合が39.0%となっています。区こども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が21.2%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が60.7%となっています。

（単位：件、％）

| 区 分 | 市全体 | | | 区役所 | | | 児童相談所 | | |
|------------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 30年度 | 元年度 | | 30年度 | 元年度 | | 30年度 | 元年度 | |
| | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 |
| 福祉保健センター※1 | 885 | 987 | 9.0% | 669 | 836 | 21.2% | 216 | 151 | 2.1% |
| 他都道府県市町村 | 210 | 236 | 2.1% | 210 | 232 | 5.9% | 0 | 4 | 0.1% |
| 児童相談所 | 924 | 1,064 | 9.7% | 103 | 89 | 2.3% | 821 | 975 | 13.8% |
| 保育所 | 292 | 358 | 3.3% | 246 | 320 | 8.1% | 46 | 38 | 0.5% |
| 児童福祉施設等 | 88 | 83 | 0.8% | 29 | 44 | 1.1% | 59 | 39 | 0.6% |
| 警察等 | 3,878 | 4,284 | 39.0% | 8 | 6 | 0.2% | 3,870 | 4,278 | 60.7% |
| 医療機関 | 448 | 448 | 4.1% | 352 | 337 | 8.5% | 96 | 111 | 1.6% |
| 幼稚園 | 18 | 52 | 0.5% | 11 | 41 | 1.0% | 7 | 11 | 0.2% |
| 学校 | 751 | 861 | 7.8% | 376 | 458 | 11.6% | 375 | 403 | 5.7% |
| 教育委員会等 | 6 | 7 | 0.1% | 4 | 4 | 0.1% | 2 | 3 | 0.0% |
| 児童委員 | 30 | 45 | 0.4% | 28 | 41 | 1.0% | 2 | 4 | 0.1% |
| 家族・親戚 | 784 | 1,062 | 9.7% | 387 | 578 | 14.6% | 397 | 484 | 6.9% |
| 近隣・知人 | 714 | 822 | 7.5% | 309 | 412 | 10.4% | 405 | 410 | 5.8% |
| 児童本人 | 52 | 58 | 0.5% | 7 | 10 | 0.3% | 45 | 48 | 0.7% |
| その他※2 | 525 | 631 | 5.7% | 463 | 539 | 13.7% | 62 | 92 | 1.3% |
| 合計※3 | 9,605 | 10,998 | 100.0% | 3,202 | 3,947 | 100.0% | 6,403 | 7,051 | 100.0% |

※1 区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

※2 区役所の「その他」には、平成30年度から把握対象を拡大した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の状況確認」で、把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ照会を行った件数を含む。

※3 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を行いました。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

| 区分 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 区役所（件） | 1,578 | 2,131 | 1,971 | 3,202 | 3,947 |
| 児童相談所（件） | 3,892 | 4,132 | 4,825 | 6,403 | 7,051 |
| 合計（件） | 5,470 | 6,263 | 6,796 | 9,605 | 10,998 |

イ 相談種別件数（令和元年度）

市全体では心理的虐待の割合が多く、49.0%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が55.3%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が62.6%と多くなっています。

（単位：件、%）

| 区分 | 市全体 | | 区役所 | | 児童相談所 | |
|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 |
| 身体的虐待 | 2,455 | 22.3% | 780 | 19.8% | 1,675 | 23.8% |
| 性的虐待 | 82 | 0.7% | 10 | 0.3% | 72 | 1.0% |
| 心理的虐待 | 5,392 | 49.0% | 975 | 24.7% | 4,417 | 62.6% |
| ネグレクト | 3,069 | 27.9% | 2,182 | 55.3% | 887 | 12.6% |
| 合計* | 10,998 | 100.0% | 3,947 | 100.0% | 7,051 | 100.0% |

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和元年度）

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、54.1%となっています。区こども家庭支援課は未就学児童が71.3%と多く、児童相談所では小学生以上が55.7%と多くなっています。

（単位：件、%）

| 区分 | 市全体 | | | 区役所 | | | 児童相談所 | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 30年度 | 元年度 | | 30年度 | 元年度 | | 30年度 | 元年度 | |
| | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 |
| 0歳 | 918 | 933 | 8.5% | 524 | 522 | 13.2% | 394 | 411 | 5.8% |
| 1～6歳 | 4,241 | 5,013 | 45.6% | 1,819 | 2,295 | 58.1% | 2,422 | 2,718 | 38.5% |
| 7～12歳 | 2,820 | 3,224 | 29.3% | 676 | 871 | 22.1% | 2,144 | 2,353 | 33.4% |
| 13～15歳 | 1,089 | 1,205 | 11.0% | 157 | 207 | 5.2% | 932 | 998 | 14.2% |
| 16歳以上 | 537 | 623 | 5.7% | 26 | 52 | 1.3% | 511 | 571 | 8.1% |
| 合計* | 9,605 | 10,998 | 100.0% | 3,202 | 3,947 | 100.0% | 6,403 | 7,051 | 100.0% |

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（令和元年度）

市全体では実母によるものの割合が多く、53.9%となっています。区子ども家庭支援課は実母の割合が70.4%と多く、児童相談所では実母の44.7%に対し、実父が46.1%とほぼ同じ割合になっています。

（単位：件、％）

| 区分 | 市全体 | | | 区役所 | | | 児童相談所 | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 30年度 | 元年度 | | 30年度 | 元年度 | | 30年度 | 元年度 | |
| | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 |
| 実父 | 3,630 | 4,335 | 39.4% | 727 | 1,081 | 27.4% | 2,903 | 3,254 | 46.1% |
| 実父以外の父 | 371 | 345 | 3.1% | 54 | 49 | 1.2% | 317 | 296 | 4.2% |
| 実母 | 5,254 | 5,929 | 53.9% | 2,370 | 2,778 | 70.4% | 2,884 | 3,151 | 44.7% |
| 実母以外の母 | 44 | 33 | 0.3% | 12 | 6 | 0.2% | 32 | 27 | 0.4% |
| その他 | 306 | 356 | 3.2% | 39 | 33 | 0.8% | 267 | 323 | 4.6% |
| 合計※ | 9,605 | 10,998 | 100.0% | 3,202 | 3,947 | 100.0% | 6,403 | 7,051 | 100.0% |

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受付件数（件） | 2,856 | 3,126 | 3,099 | 3,032 | 3,218 |

（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受け付け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化（189）されました。また、令和元年12月3日から通話料が無料化されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

表 児童相談所全国共通ダイヤル（189）から本市への接続状況

| | 30年度 | 元年度 |
|----------|------|-----|
| 接続状況（件）※ | 958 | 515 |

※ 携帯電話からの接続状況の公表がないため、携帯電話以外からの接続件数

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

(1) 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項関係）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

| 年度 | 28年度※ | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------------|-------|------|-------|-------|
| 児童相談所から警察に提供（件） | 23 | 553 | 1,226 | 937 |
| 警察から児童相談所に提供（件） | 2 | 77 | 798 | 592 |
| 合計（件） | 25 | 630 | 2,024 | 1,529 |

※ 平成28年度は1か月のみの実績（連携協定開始日が平成29年3月1日のため）

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

| 年度 | 27年度末 | 28年度末 | 29年度末 | 30年度末 | 元年度末 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要保護児童（人） | 3,860 | 4,222 | 3,980 | 4,315 | 4,604 |
| 特定妊婦（人） | 149 | 155 | 178 | 156 | 125 |
| 合計（人） | 4,009 | 4,377 | 4,158 | 4,471 | 4,729 |

ウ 個別ケース検討会議（第9条第1項）

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和元年度は、1,785回開催し、延べ2,954人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数（回） | 1,408 | 1,517 | 1,629 | 1,737 | 1,785 |

(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数（令和元年度）

| 担当 | 他都市へ送付 | 他都市から受理 | 市内移管 |
|--------------|--------|---------|------|
| 区こども家庭支援課(件) | 230 | 168 | 238 |
| 児童相談所(件) | 352 | 283 | 243 |
| 合計(件) | 582 | 451 | 481 |

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|----------|------|------|------|------|-----|
| 対象児童数（人） | 34 | 35 | 41 | 31 | 34 |

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

令和元年度は、新たに3か所設置し、15区15か所で実施しています。

<設置区（令和元年度末現在）>

神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

表 設置数及び相談件数

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設置数（か所） | 6 | 9 | 11 | 12 | 15 |
| 相談件数（件） | 10,547 | 13,780 | 20,542 | 30,677 | 41,191 |

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.17～20参照

(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和元年度、児童相談所では2,007件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,176件で、全体の58.6%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家門訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和元年度は出頭要求が2件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を8件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計（件） | 1,498 | 1,558 | 1,633 | 1,853 | 2,007 |
| 一時保護所（件） | 1,181 | 1,228 | 1,361 | 1,499 | 1,537 |
| 他機関（件） | 317 | 330 | 272 | 354 | 470 |
| うち児童虐待（件） | 755 | 849 | 887 | 1,079 | 1,176 |

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|----------|------|------|------|------|-----|
| 立入調査（件） | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| 出頭要求（件） | 1 | 0 | 1 | 9 | 2 |
| 再出頭要求（件） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 臨検・捜索（件） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士にお願いしています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

(4) 警察への援助要請（第10条第4項）

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|------|------|------|------|-----|
| 援助要請件数（件） | 0 | 9 | 3 | 15 | 8 |

【参考】

- 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 臨検、捜索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。

* 平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索までの手続・時間短縮が図られました。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳※までとなっています。

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつけられるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

※ 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳年度末延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|------|------|-------|------|-----|
| 居場所利用者数（人） | 921 | 902 | 1,583 | 792 | 551 |

・利用登録者数(累計)313人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

| | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 元年度 | |
|----------------------------|------|----|------|----|------|----|------|----|-----|----|
| 資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得） | 1 | | 4 | | 2 | | 4 | | 3 | |
| 大学進学等自立生活 資金（カナエール）（人） | 新規 | 継続 | 新規 | 継続 | 新規 | 継続 | 新規 | 継続 | 新規 | 継続 |
| | 6 | 9 | 8 | 9 | 5 | 8 | - | 8 | - | 6 |

・初年度納入金 元年度:13人

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたスキルアップ研修を実施しました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

| | 27年度末 | 28年度末 | 29年度末 | 30年度末 | 元年度末 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 認定里親数（組） | 149 | 159 | 169 | 172 | 196 |
| 委託里親数（組） | 48 | 61 | 66 | 64 | 63 |
| 委託児童数（人） | 58 | 74 | 81 | 79 | 77 |

表 スキルアップ研修の実施状況

| | 29年度末 | 30年度末 | 元年度末 |
|-------|-------|-------|------|
| 実施回数 | 2 | 3 | 2 |
| 受講世帯数 | 8 | 17 | 22 |

表 ファミリーホームへの委託状況

| | 27年度末 | 28年度末 | 29年度末 | 30年度末 | 元年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ホーム数（か所） | 7 | 7 | 7 | 6 | 5 |
| 委託児童数（人） | 31 | 25 | 24 | 22 | 23 |

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|----------|------|------|------|------|-----|
| 委託児童数（人） | 25 | 32 | 29 | 32 | 34 |

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりをとおして、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と子どもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|------|------|------|------|-----|
| 家族再統合件数（件） | 133 | 104 | 96 | 193 | 192 |

イ 区の取組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.14参照）

(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

(ア) 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和元年度実数244世帯

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央児童相談所（回） | 786 | 765 | 763 | 850 | 752 |
| 西部児童相談所（回） | 715 | 852 | 747 | 758 | 651 |
| 南部児童相談所（回） | 638 | 617 | 619 | 705 | 809 |
| 北部児童相談所（回） | 870 | 600 | 831 | 799 | 794 |
| 合計（回） | 3,009 | 2,834 | 2,960 | 3,112 | 3,006 |

表 ヘルパー派遣実績 令和元年度実数147世帯

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央児童相談所（回） | 1,534 | 1,877 | 2,017 | 2,362 | 2,223 |
| 西部児童相談所（回） | 2,382 | 2,834 | 2,561 | 2,147 | 1,738 |
| 南部児童相談所（回） | 1,194 | 1,022 | 1,054 | 707 | 661 |
| 北部児童相談所（回） | 2,008 | 2,198 | 1,925 | 1,657 | 2,205 |
| 合計（回） | 7,118 | 7,931 | 7,557 | 6,873 | 6,827 |

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------------|------|------|------|------|-----|
| カウンセリング回数（回） | 48 | 20 | 49 | 20 | 30 |
| 実人数（人） | 8 | 5 | 8 | 4 | 7 |

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

子どもの面前での夫婦喧嘩や DV が子供に及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

- (1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める（第12条第1項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 補助券利用述べ数（件） | 368,658 | 357,955 | 347,850 | 335,557 | 323,591 |

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診者数（人） | 10,875 | 10,615 | 10,492 | 10,198 | 10,342 |
| 委託歯科医療機関数（か所） | 1,296 | 1,332 | 1,351 | 1,404 | 1,440 |

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P.8参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P.8参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

| 年度 | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 元年度 | |
|--------------------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 実施回数 | 参加延人数 | 実施回数 | 参加延人数 | 実施回数 | 参加延人数 | 実施回数 | 参加延人数 | 実施回数 | 参加延人数 |
| 母親（両親）教室 （局事業） | 764 | 16,942 | 756 | 15,014 | 738 | 13,855 | 738 | 13,703 | 657 | 11,671 |
| 土曜両親教室 （区づくり事業） | 94 | 4,650 | 120 | 5,138 | 98 | 5,369 | 98 | 4,207 | 98 | 3,668 |
| 合計 | 858 | 21,592 | 876 | 20,152 | 836 | 19,224 | 836 | 17,910 | 755 | 15,339 |

(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項)

ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配布しています。

イ 「子育てに悩んでいませんか？」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

9 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、子ども青少年局、各区子ども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

(1) こども青少年局が実施した啓発活動(第13条)

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP!子ども虐待～地域みんなで子どもを守ろう!～」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

また、日本KFCホールディングス株式会社(平成29年3月7日締結)及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成29年10月4日締結)と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配布、オレンジリボンキャンペーン等を行っています。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告(令和元年度)

こども青少年局が、令和元年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

| | 実施 期間・日 | 実施(予定)事項の具体的内容 | 備考(開催場所等) |
|----|----------------|---|-------------------------|
| 1 | 通年 | 金沢動物園管理事務所と「ののほな館」にポスター掲示依頼(通年掲示) | 金沢動物園 |
| 2 | 通年 | よこはま動物園ズーラシア管理事務所と管理棟1階の公衆電話横(授乳室の壁)にポスター掲示依頼(通年掲示) | よこはま動物園ズーラシア |
| 3 | 通年 | 野毛山動物園管理事務所と授乳室にポスター掲示依頼(通年掲示) | 野毛山動物園 |
| 4 | 通年 | 横浜マリノスにポスター掲示依頼(通年掲示) | 横浜マリノス |
| 5 | 通年 | 横浜FCにポスター掲示依頼(通年掲示) | 横浜FC |
| 6 | 通年 | ドコモCSの市内36店舗のドコモショップにポスター掲示依頼(通年掲示) | ドコモCS |
| 7 | 通年 | 横浜市歴史博物館にポスター掲示依頼(通年掲示) | 歴史博物館 |
| 8 | 通年 | ハッピーローソンにて、キャッピーの啓発パネル展示(通年展示) | 山下公園ハッピーローソン |
| 9 | 4月～9月 | 毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告へ掲載 | 市営地下鉄ブルーライン車内 |
| 10 | 4月～3月 | 毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布 | ケンタッキーフライドチキン 市内41店舗 |
| 11 | 4月～3月 | 毎月5日に損保ジャパン日本興亜の社員等がオレンジリボンを着用顧客に啓発リーフレット配布 | 損保ジャパン日本興亜 |
| 12 | 4月～3月 | 31年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載 | |
| 13 | 4月6～7日 | 「マタニティ&ベビーフェスタ2019」で、啓発リーフレット(300部)配布 | パシフィコ横浜 展示ホール |
| 14 | 4月1、12日 | こども青少年局配属職員(新採用、転入)に啓発リーフレット配布(240部) | |
| 15 | 7月1日 ～7月31日 | 京急線のまど上広告枠に啓発ポスター掲示 | 京急線(全線) |
| 16 | 10月27日 | オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジリボンと啓発リーフレット配布とキャラクターによる啓発 | 横浜グランモール公園 |
| 17 | 10月、1月、 2月 | 水道の検針業務受託事業者への児童虐待の研修実施 | |
| 18 | 11月 | 全職員へEメール署名欄下部への児童虐待防止啓発文言掲載依頼 | |
| 19 | 11月 | 横浜市営バス全車両に啓発ポスター掲示 | 市営バス全車両 |
| 20 | 11月 | 横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン10駅)に啓発ポスター掲示 | 市営地下鉄各駅 |
| 21 | 11月 | こどもタウンニュース11月号に児童虐待防止啓発広告を掲載 | 市内小学校 |
| 22 | 11月 | 開港記念会館のオレンジライトアップ及びリーフレットの配付 | 開港記念会館 |
| 23 | 11月 | 日本KFCの市内店舗にあるカーネル立像へのオレンジたすき掲出 | |
| 24 | 11月 | 区役所等と小中・特別支援学校へ厚労省からのポスター掲示、チラシ配布を依頼 | |
| 25 | 11月4日 ～10日 | 市営地下鉄ブルーライン車内のYS-VISIONに児童虐待防止啓発広告を掲載 | 市営地下鉄ブルーライン車内 |
| 26 | 12月 | 広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての記事を掲載 | |

イ 「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを「オレンジ色のたすき」に見立てて、港区、川崎市、二宮町、鎌倉市、三浦市の延べ6地点からグランモール公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取組です。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。また、各コースの中継点を持つ区の子ども家庭支援課では、主任児童委員と協力して中継点での啓発を行いました。

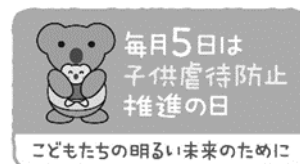
(2) 区子ども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区の子ども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和元年度 広報等実績

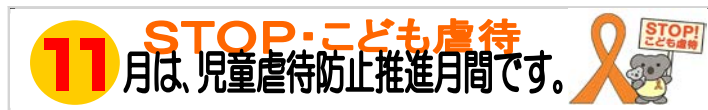
| 元年度実績 | 回数（回） | 参加人数（人） |
|-----------|-------|---------|
| 区民向けイベント | 38 | 9,201 |
| 区民向け広報・啓発 | 120 | 70,178 |
| その他（展示等） | 10 | 1,770 |
| 合計 | 168 | 81,149 |

- ◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日にあわせ、市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告枠に、児童虐待防止にかかる広告を掲載しました。



- ◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用と、職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。

【名札バナー】



横浜市子ども虐待防止のキャラクター名前は、キャッピー（CAPY）です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま 子ども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや缶バッジで啓発し、横浜市の子育てを応援しています。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐待られ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をい

う。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
 - (1) 親になるための準備
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
 - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
 - 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
 - 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
 - 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
 - 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
 - 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければな

らない。

- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条に規定する転居をいう。）又は転出（同法第24条に規定する転出をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関

等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。

- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。



令和元年度 被措置児童等虐待について（報告）

令和元年度に横浜市が対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

1 被措置児童等虐待の状況

被措置児童等に対する性的虐待：1件

2 本市の講じた措置

事実確認のための聴取を行い、一時保護を経て在宅での支援を継続したもの：1件

3 施設等の種別

児童養護施設等：1件

4 施設職員等の職種

保育士：1人

【参考】

「児童福祉法」抜粋

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、児童心理治療施設、児童自立支援施設（中略）における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 （中略）

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

「児童福祉法施行規則」抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 被措置児童等虐待を行つた施設職員等（法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行つた措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種